

第2期 東松山市 教育振興 基本計画

人と地域がつながり
豊かな自然がはぐくむ
“学びのまち”東松山

令和3年度～令和7年度
東松山市教育委員会

ごあいさつ

これからの社会を見通すと、人口減少・少子高齢化やグローバル化、さらなる技術革新の進展をはじめ、人々の生活に影響を及ぼす様々な変化が現れてくると予想されます。変化の激しい社会を生き抜くため、教育には、基礎的・基本的な力とともに、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力などを育むことが求められています。

東松山市教育委員会では、東松山市教育大綱に示した東松山市教育の基本理念である「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ “学びのまち” 東松山」の実現に向けた取組を本格化させるため、平成28年11月に「東松山市教育振興基本計画」を策定し、学校教育の充実をはじめ、教育環境の整備、家庭・地域の教育力の向上、生涯学習・生涯スポーツの推進、文化・芸術の振興、歴史文化の保存・活用など、多くの取組を計画的に実施してまいりました。

この間、国においては、第3期教育振興基本計画の策定、学習指導要領の改訂など、様々な教育改革が進められています。

また、東松山市においては、本計画の上位計画である「第五次東松山市総合計画 後期基本計画」「第2期東松山市教育大綱」を策定いたしました。

こうした状況を踏まえ、東松山市教育委員会では新たに令和3年度から令和7年度までの5か年計画として「第2期東松山市教育振興基本計画」を策定いたしました。

東松山市教育委員会は、この計画を着実に実践していくために、年度ごとに計画の進捗状況を検証し、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行ってまいります。

結びに、この計画の策定にあたり貴重な御意見、御提言をいただきました東松山市教育振興基本計画審議会委員をはじめとする関係機関の方々に深く感謝申し上げます。

令和3年1月

東松山市教育委員会

目次

第1章 総論

I はじめに	2
（1） 策定の趣旨	2
（2） 計画の性格	3
（3） 計画の期間	3
（4） 計画の位置付け	3
II 教育を取り巻く社会の動向	6
III 第1期計画の検証 ー成果と課題ー	8
IV 東松山市の目指す教育の姿	16
（1） 基本理念	16
（2） 基本方針	18
（3） 基本目標	19

第2章 施策の展開

施策の体系	22
基本目標Ⅰ 学校教育の充実	32
（1） 確かな学力の確立	32
（2） 社会性・国際性が身に付く教育の実践	36
（3） 豊かな心と健やかな体の育成	40
（4） 人権を尊重した教育・幼児教育・特別支援教育の推進	44
（5） 教員の資質・能力の向上	48
（6） 相談体制の充実	52
（7） 小・中学校9年間を一貫した教育の推進	56
基本目標Ⅱ 教育環境の整備・充実	58
（1） 安心して快適な学習環境づくり	58
（2） 学校給食の充実	62
基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力の向上	64
（1） 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	64
（2） 家庭教育支援体制の充実	68
（3） 地域の教育力の向上	72

基本目標Ⅳ 生涯学習の推進	74
（１） 社会教育の充実と自主的な学習の推進	74
（２） 図書館の充実	76
基本目標Ⅴ 生涯スポーツの推進	80
（１） ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	80
（２） ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの充実	82
（３） スポーツを楽しむ環境づくりの推進	86
基本目標Ⅵ 文化・芸術の振興	88
（１） 文化・芸術活動の促進	88
（２） 文化・芸術団体との協働と活動支援	90
基本目標Ⅶ 文化財保護	92
（１） 文化財の保護と継承	92
（２） 文化財の啓発と活用	94

第3章 計画の推進

I 社会全体で取り組むための連携・協力	98
II 計画の進行管理	99

資料

用語解説	102
東松山市教育振興基本計画審議会条例	111
策定経過	113

本編中、赤色の波下線（ ）を付した用語については、102～110 ページに「用語解説」がありますので御参照ください。

第 1 章 総論

第1章 総論

I はじめに

(1) 策定の趣旨

平成18年に教育基本法の改正が行われ、改正後の教育基本法では、教育を取り巻く様々な変化を踏まえた上で「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ「道徳心」や「自律の精神」「公共の精神」などの新たな目標が加えられ、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。同時に、これらの理念の実現に向け、国は新たに教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

東松山市教育委員会でも教育基本法の趣旨に鑑み、教育大綱に示した東松山市教育の基本理念である「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向けた取組を本格化させるため、平成28年11月に「東松山市教育振興基本計画」を策定しました。

今回、この計画が期間の満了を迎えることから、5年間の成果と課題を検証した上で、さらなる教育の振興と「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向けて「第2期東松山市教育振興基本計画」を策定いたしました。

【参考】 教育基本法 抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 計画の性格

◇第2期東松山市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画(2018~2022年度)及び令和元年7月に策定された第3期埼玉県教育振興基本計画(2019~2023年度)を参考にしつつ、東松山市の教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

◇「第五次東松山市総合計画後期基本計画」を踏まえた教育分野の計画

東松山市全般の総合的な計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画」(令和3~7年度)を踏まえた、教育行政分野における計画です。

◇「第2期東松山市教育大綱」を実践するための実施計画

東松山市教育のグランドデザインである「第2期東松山市教育大綱」(令和3~7年度)に示された基本理念・基本方針を実現するための、具体的な実施計画です。

(3) 計画の期間

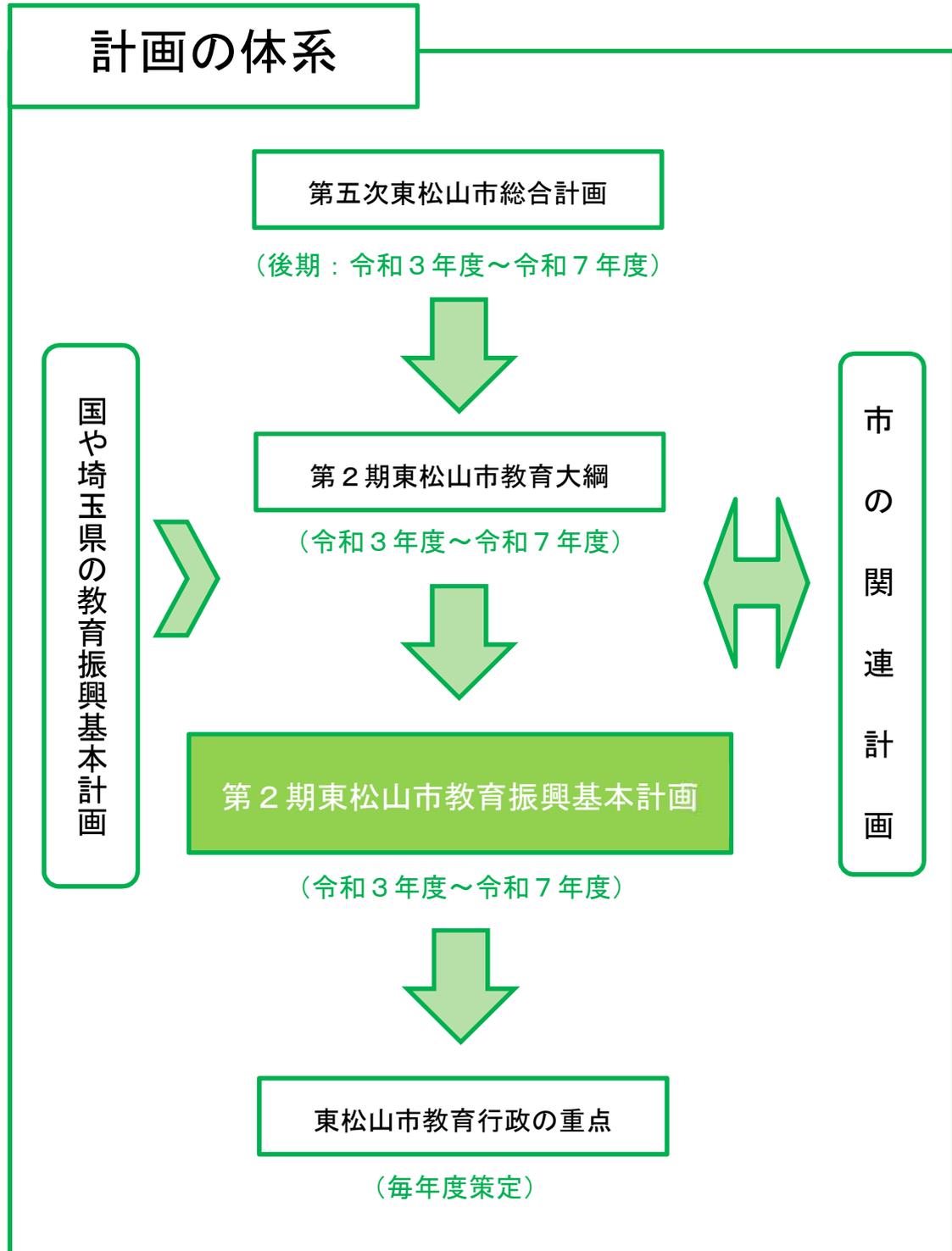
令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間です。

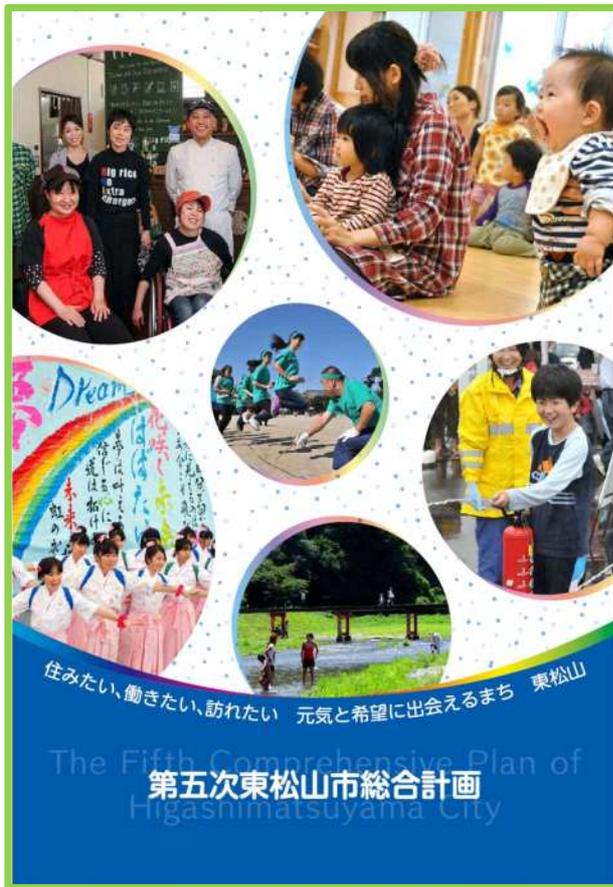
(4) 計画の位置付け

東松山市における最上位計画である第五次東松山市総合計画後期基本計画と、東松山市の教育分野におけるグランドデザインである第2期東松山市教育大綱で示されたビジョンを実践するための実施計画として、第2期東松山市教育振興基本計画を策定します。毎年度策定している「東松山市教育行政の重点」は、教育振興基本計画に記した個別の施策の中から、当該年度に重点的に取り組むべき施策を抽出して示したものです。

教育に関連する各種の計画やプランとの整合を図り、幼児教育や学校教育のみならず、生涯にわたる文化・スポーツ活動も包括した、横断的な計画となります。

計画の体系





【第五次東松山市総合計画】

【第2期東松山市教育大綱】

第2期 東松山市教育大綱

(令和3年度～令和7年度)

人と地域がつながり 豊かな自然がはくむ

“学びのまち” 東松山

東松山市では、平成28年度からの新たなまちづくりの最上位計画である「第五次東松山市総合計画」において、まちづくりの柱に“学びのまち”を示し「東松山市教育大綱」を策定しました。この度「第五次東松山市総合計画 後継計画」がスタートするにあたり、東松山市が目指すべき教育の指針として、「人と地域がつながり 豊かな自然がはくむ “学びのまち” 東松山」を基本理念に掲げ、新たな「東松山市教育大綱」を策定いたしました。

東松山市は豊かな地域資源、活力ある経済、温かい地域コミュニティに恵まれたまちです。市民の皆様が生き生きと元気に暮らしていくためには、こうした東松山市の強みを活かした政策をおこなうことが求められます。

子供たちには東松山市の素晴らしさを知り、郷土愛を育み豊かな情操と深い学びを実践する教育をおこないます。また、人と人とのつながり、地域と地域のつながりを築くための学習機会の提供や、文化芸術とスポーツの振興を推進します。そして、すべての市民の皆様が安全で安心して利用できる教育環境づくりを進めます。

今後も、広く市民の皆様のご意見を聴き、“学びのまち” 実践のために市と教育委員会が情報を共有し、更なる連携強化を図り、諸施策を実行いたします。ここに、新たな「東松山市教育大綱」を定めるにあたって、その基本を示します。

東松山市長 森田 光一

Ⅱ 教育を取り巻く社会の動向

地球規模の問題の進行

グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係は急速に高まっています。貧困や紛争、人権の抑圧、感染症、環境問題とこれに伴う自然災害への影響などの課題が地球規模で増大しており、一国のみではなく国際社会全体として、協力して取り組むことが求められています。

これらの課題に対応するため、持続可能な開発目標（SDGs）が2015年9月の国連サミットで採択されました。

経済・社会・環境をめぐる数多くの課題に取り組み、持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる人材を育成することが求められています。

急速な技術革新と雇用構造の変化

技術革新の進展により、今後日本の労働人口の約半数が就いている職業が技術的にはAIやロボットなどに代替できるようになる可能性や、これまでになかった新たな仕事生まれることで、雇用形態や労働市場を大きく変容させる可能性も指摘されています。

また、技術革新に伴い、STEM教育といった教育内容の変化や、学習データを活用した個に応じた学びなど教育分野における新しいテクノロジーを活用した取組（EdTech（エドテック）とも呼ばれる。）といった教育方法の変化をもたらす可能性が示されています。

一方で、いわゆるネットいじめやネットトラブル、子供の生活習慣の変化など、情報通信技術（ICT）の発達に伴う課題も示されています。

子供をめぐる状況の変化

幼児教育は、その後の人格形成の基礎を培うものであり、子供の人生にとって非常に重要なものです。一方、昨今、社会状況の変化などによる生活体験の不足などから、幼児の発育の重要性と課題への認識が改めて高まっています。

また、近年では運動をする子供としない子供の二極化の傾向も顕在化しています。

さらに、性的マイノリティなどの社会生活上様々な課題を抱えている子供への対応も求められています。

教員に求められる役割の増大

近年、学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教員に対する多様な期待は、一方で教員の長時間勤務という形で表れ、教員に負担が掛かっていることが指摘されています。教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備が求められています。

また、教育の内容や方法が変化する中で、教員自身が知識・技能を継続的に高めていく必要があります。

地域コミュニティの弱体化

核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより地域の人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下や、高齢者や困難を抱えた家庭などの孤立も指摘されています。

また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないという課題も示されています。

さらに、未だかつてない高齢化を迎える中で、市民が地域で豊かな生活を送ることや災害発生時等において地域で支え合うためには、地域の役割がより大きくなっていきます。

Ⅲ 第1期計画の検証 — 成果と課題 —

東松山市教育振興基本計画は「東松山市教育大綱」に示した本市教育の基本理念である「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向けた取組を本格化させるため、それを踏まえた7つの基本目標のもとに21の施策と127の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。

教育委員会では、計画を着実に実践していくために、年度ごとに計画の進捗状況を検証し、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行ってまいりました。

ここでは、第1期計画の各基本目標における代表的な施策を取り上げ、令和元年度末現在の検証を示します。

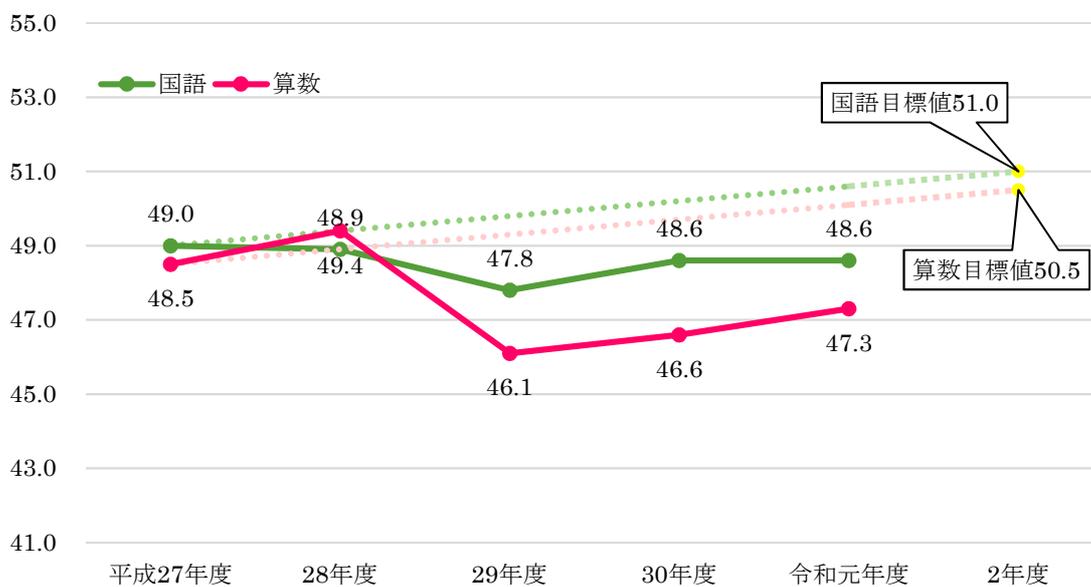
基本目標Ⅰ 学校教育の充実

基本目標Ⅰは、施策（1）「確かな学力の確立」の取組である「学力・学習状況調査」の結果の検証と指導の工夫・改善について検証しました。次の表は、全国学力・学習状況調査における東松山市の平均正答率を全国の平均正答率で除して50を乗じた数値です。小学6年生、中学3年生ともに平成29年度は実績値が低下し、それ以降は上昇傾向にあります。個別にみていくと改善すべき課題が挙げられます。

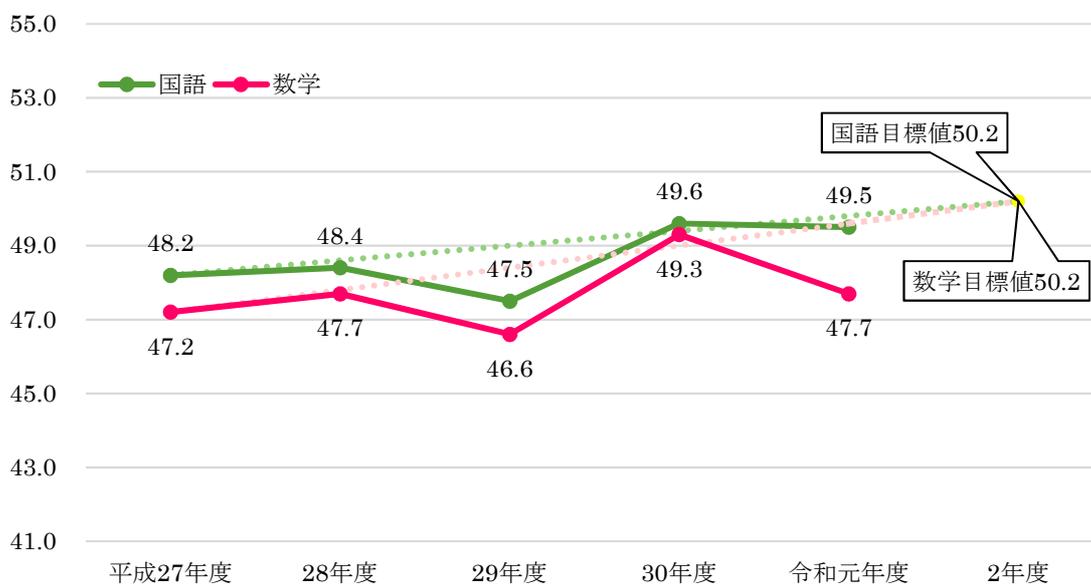
課題の1つ目は「基礎学力のさらなる定着」です。「言語事項」など基礎的な項目の正答率は過年度と比較して上昇しているものの、学力層によっては依然として基礎基本の定着にばらつきが見られます。

課題の2つ目は「応用力や発展的な学力の向上」です。全国の平均と大きく差が開いた項目としては「説明する力」などがあり、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力等を身に付けさせることが必要となります。

全国学力・学習状況調査の全国平均に対する換算値
(小学6年生)



全国学力・学習状況調査の全国平均に対する換算値
(中学3年生)

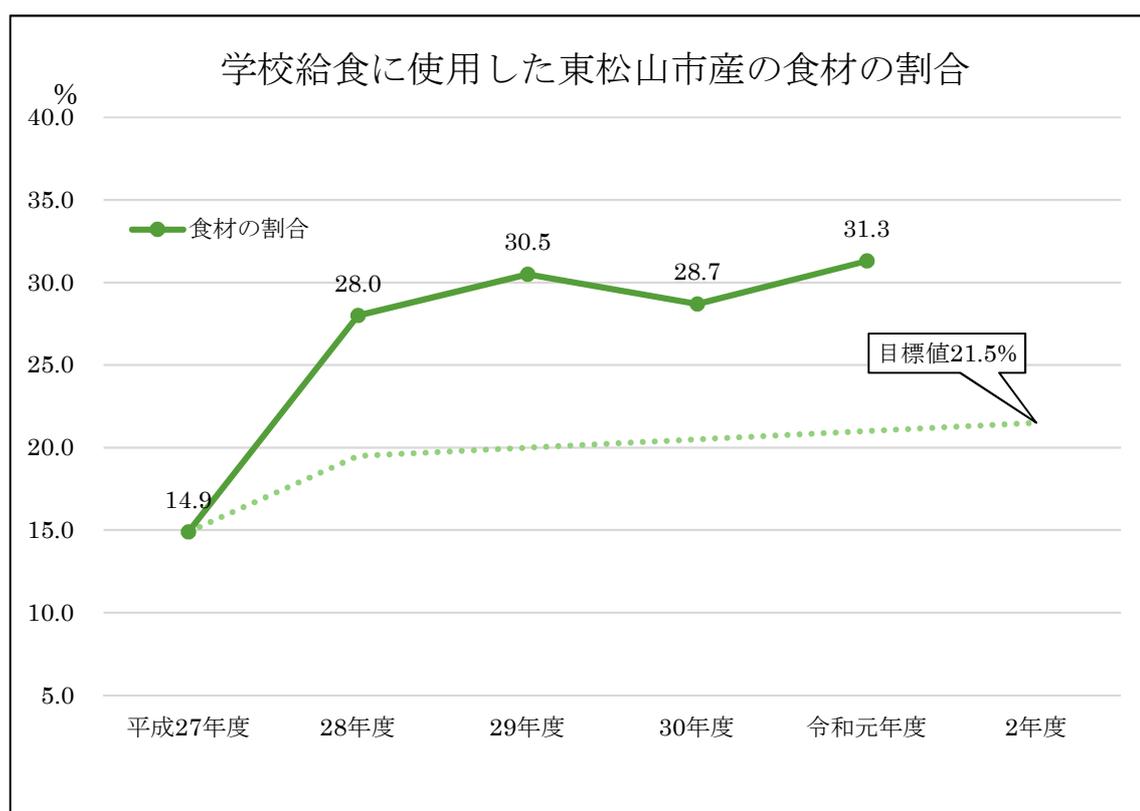


基本目標Ⅱ 教育環境の整備・充実

基本目標Ⅱは、施策（２）「学校給食の充実」の取組である「地場産物活用の推進」について検証しました。次の表は、学校給食センターで調理した品目において、材料として使用した農産物（野菜類）に占める東松山市産の重量割合を示したものです。東松山市産食材の使用割合は上昇傾向にあります。

小学校では、試食会や食に関する指導を行いました。栄養教諭の専門性を生かし、食育の観点から適切な栄養摂取による健康の保持増進、地域の優れた食文化について、児童生徒や保護者の理解を深めることができました。

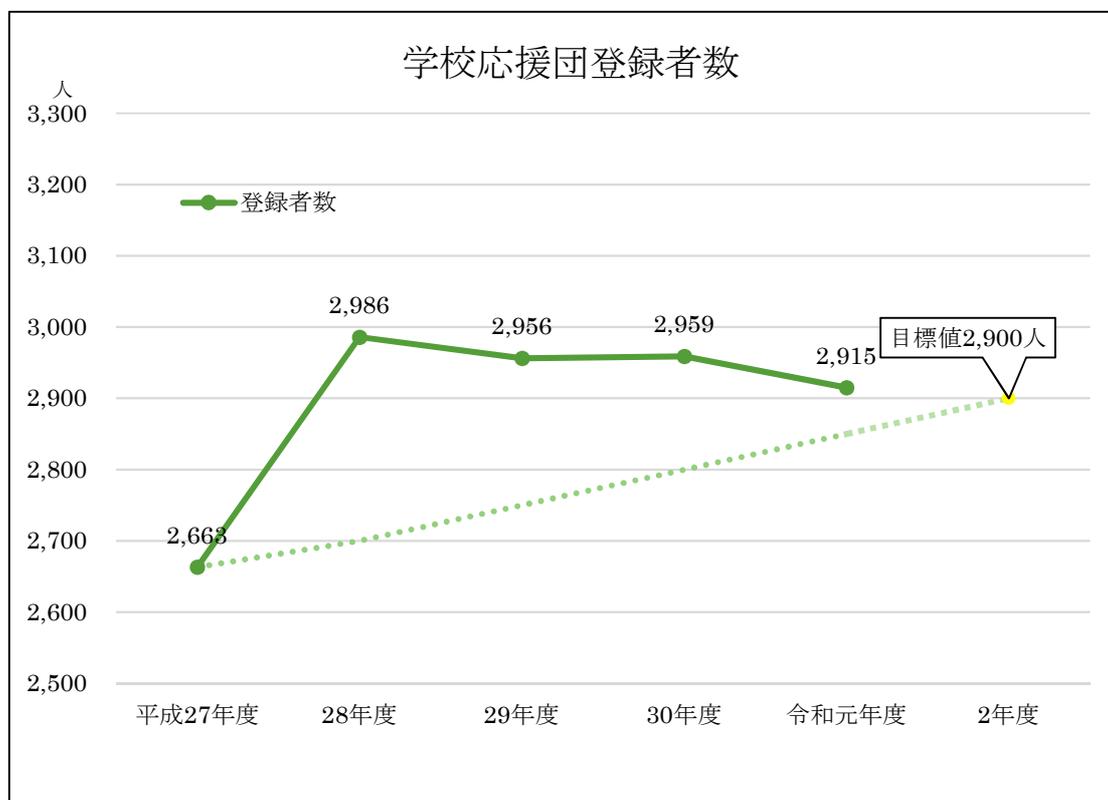
今後の課題としては、地場産農産物の使用について重量割合では上昇傾向にありますが、使用野菜の品目を増やしていくこと、また、生産量が少なく必要量の全量確保が難しい品目については部分使用するなど、生産者直売組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、引き続き地場産農産物の活用を図る必要があります。



基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅲは、施策（１）「学校・家庭・地域が一体となった教育の推進」の取組である「学校応援団」活動の充実について検証しました。次の表は、小・中学校の学習活動や環境整備、校内外の安全確保など、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民等による活動組織である学校応援団の登録者数を示したものです。近年の登録者数は、概ね横ばいの状況ですが、学校応援団の活動は活発に行われており、本の読み聞かせ活動や家庭科の実習援助活動、登下校時における通学路の見守り活動など積極的に取り組まれました。また、令和元年度に全小・中学校で学校運営協議会制度を導入し（コミュニティ・スクール）、保護者・地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組んでいます。

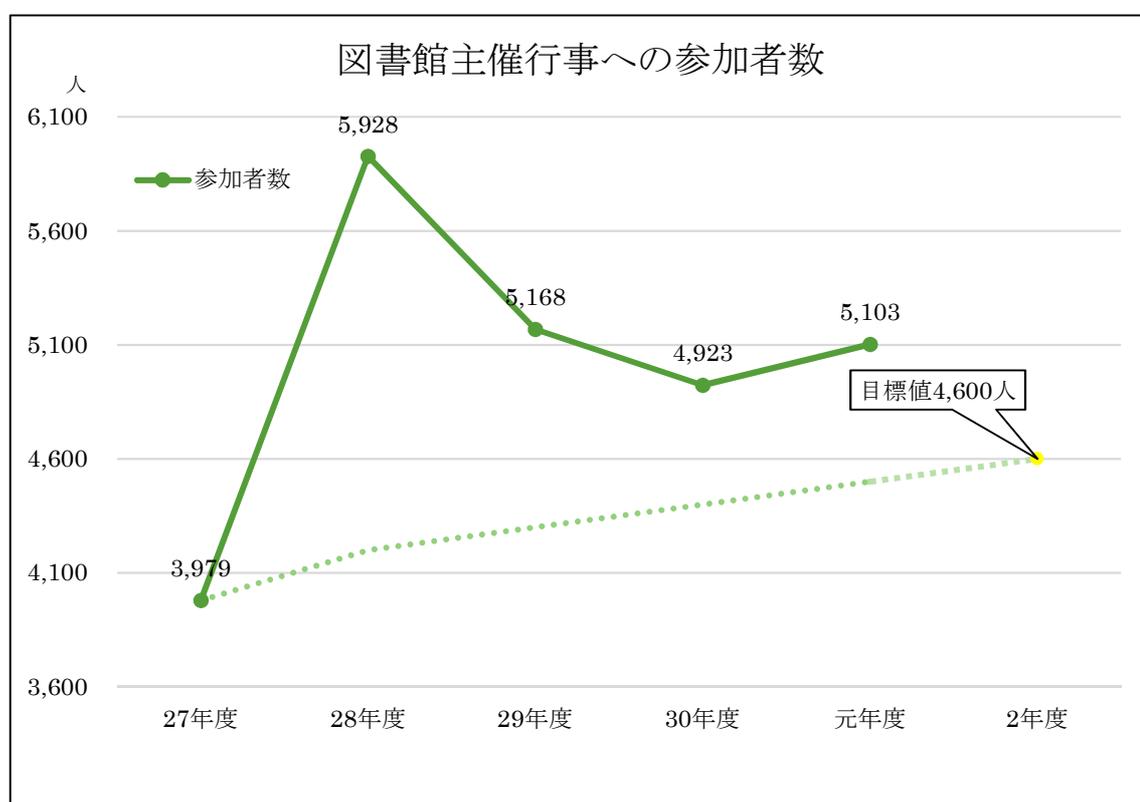
今後の課題としては「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」（学校応援団をはじめ学校と地域が相互にパートナーとして行う活動）の一体的な実施を推進することが課題です。また、通学路の見守り活動や学校応援団は高齢化が進んでおり、広く多くの地域住民に理解し協力いただける仕組みの構築が必要です。



基本目標Ⅳ 生涯学習の推進

基本目標Ⅳは、施策（２）「図書館の充実」の取組である「資料や講座等の充実」について検証しました。次の表は、図書館主催により開催した映画会やおはなし会、各種講座等への参加延べ人数を示したもので、近年の参加者数は概ね横ばいで推移しています。田口弘文庫「高村光太郎コーナー」の展示入替や市内出身絵本画家の原画展・ワークショップなど、新たな企画等も行いました。

今後の課題としては、子供たち（特に中・高校生）の読書活動につながるような取組を充実させることや、身近な課題解決のためのレファレンス機能の充実などが求められています。

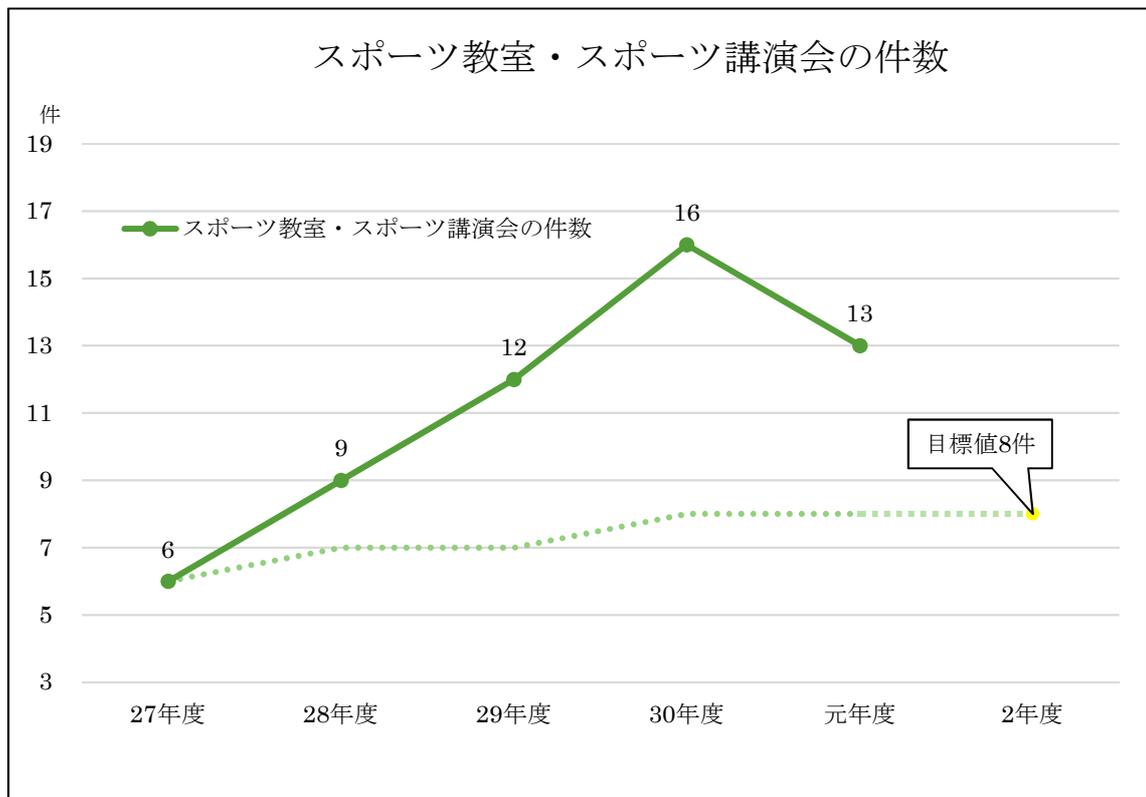


基本目標Ⅴ 生涯スポーツの推進

基本目標Ⅴは、施策（１）「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の取組である「スポーツ教室やスポーツ講演会の開催」について検証しました。次の表は、東松山市スポーツ協会や東松山市レクリエーション協会など関係団体の協力により開催したスポーツ教室・スポーツ講演会の件数を示したものです。近年では、小学校低学年を対象としたスポーツ教室の開催を増やし、スポーツやレクリエーションの楽しさを感じることで、スポーツに関心を持つ機会をつくりました。

今後の課題としては、スポーツに関心のある市民とない市民の間で運動習慣の二極化が見られることから、より幅広い市民がスポーツに関心を持ち、親しめる施策の展開が必要です。

また、日本スリーデーマーチを含むウォーキング事業参加者の高齢化も見られることから、誰もが継続して参加したくなるような大会運営を図るとともに、若い世代の参加者を増やす取組が必要です。

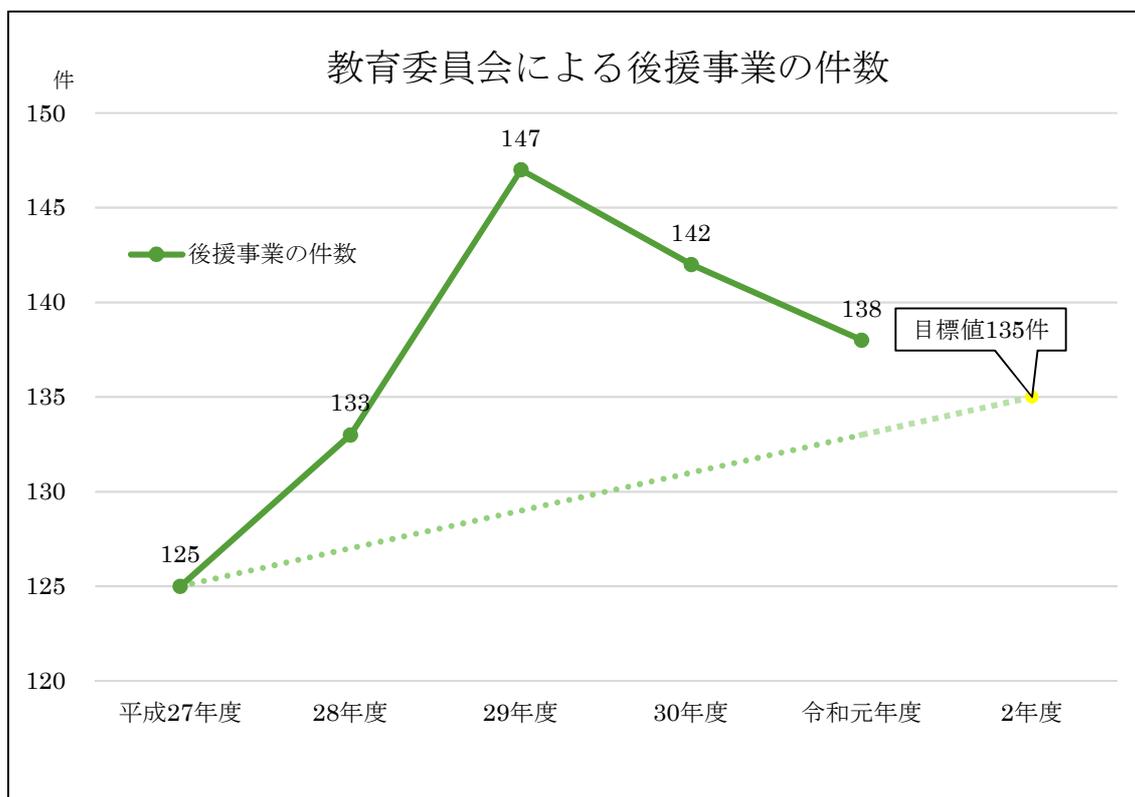


基本目標Ⅵ 文化・芸術の振興

基本目標Ⅵは、施策（２）「文化・芸術団体との協働と活動支援」の取組である「サークル活動への支援」について検証しました。次の表は、文化・芸術活動などを行う団体が主催する事業に対して、教育委員会が後援を行った件数を示したものです。

「文協だより」の発行や文化祭の充実により、各文化団体の活動内容や魅力を市民に伝え、東松山市文化団体協議会のPRに貢献しました。

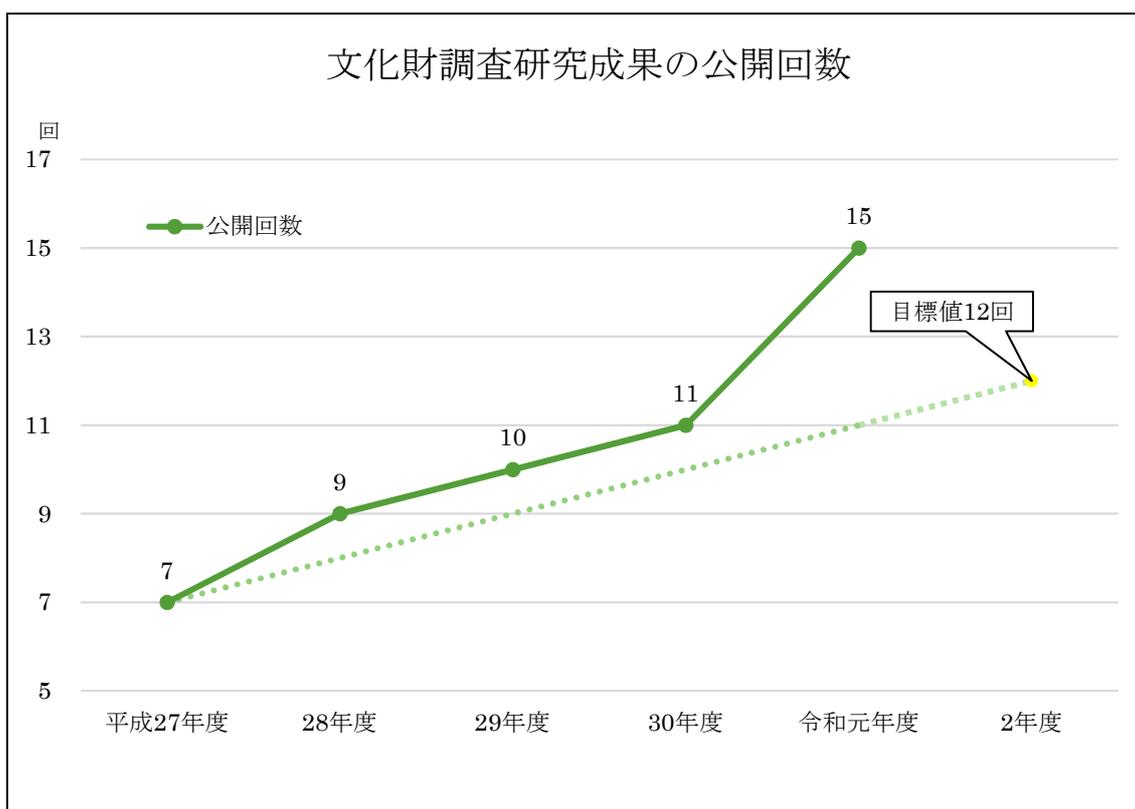
今後の課題としては、若い世代の文化・芸術活動への参加と様々な文化団体の認知が挙げられます。現在活動を続けている文化団体と協働し、新たに文化・芸術活動を始めようとする市民に対して、さらなる情報を発信していくことが求められています。



基本目標Ⅶ 歴史文化の保存・活用

基本目標Ⅶは、施策（２）「地域の歴史や文化の啓発」の取組である「伝統文化継承の支援」について検証しました。次の表は、文化財についての調査研究の成果を公開した回数を示したもので、体験教室や展示会等の開催なども合わせた啓発を行いました。民俗芸能の発表の場でもある奉納日を、広報紙やホームページで周知するなど情報発信を行うとともに、東松山市民俗芸能保存連絡協議会の活動を支援しました。

今後の課題としては、平成30年度の文化財保護法改正に伴って制度化された文化財保存活用地域計画を策定し、文化財の保護・保全を計画的に進めることが必要です。また、貴重な文化財を後世に残すためには、市民の文化財への理解が欠かせません。文化財への関心を深めるようなさらなる情報提供が必要です。



IV 東松山市の目指す教育の姿

東松山市では目指すべき教育のグランドデザインとして、令和3年1月に「第2期東松山市教育大綱」を策定し、令和3年度から大綱で示した基本理念・基本方針に則した教育を実践します。

第2期東松山市教育振興基本計画では、教育大綱で示された基本理念・基本方針を実現するために、より具体的な施策についての計画を、体系的に整理しています。

(1) 基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）と示されています。

東松山市の未来を担う子供たちが、自らの力で、また他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現していくために、教育の果たすべき使命は極めて重要です。

また、全ての市民が主体的に社会参加を果たすことができるまちづくりを進めていく上で、生涯にわたる学びの場を構築していくことも、教育の大きな使命です。

これらの使命を果たすため、東松山市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、東松山市では次の基本理念を掲げます。

☆基本理念 人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ

“学びのまち” 東松山

平成27年10月6日、東松山市出身の梶田隆章先生（当時56歳）が2015年のノーベル物理学賞を受賞することが発表され、同年12月10日にスウェーデンのストックホルムで授賞式が行われました。

梶田先生は、昭和46年に市立野本小学校、昭和49年に市立南中学校を卒業されており、平成28年1月13日のノーベル物理学賞受賞記念講演会には、両校の児童生徒も参加し、祝賀演奏や作文の朗読などを行いました。

東松山市では、梶田先生のノーベル物理学賞受賞を記念した事業として、中学2年生が科学分野の講演を聴講する「夢 with Science」を実施しており、また、小学5年生では、東京にある「日本科学未来館」を訪れ、科学を身近に触れる機会を創出することで、梶田隆章先生に続く人材育成のきっかけとしています。



(2) 基本方針

東松山市では、教育行政の基本理念である「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向け、東松山市の教育行政を推進していく上での基本方針として、次に掲げる4つの方針を定めています。

☆基本方針

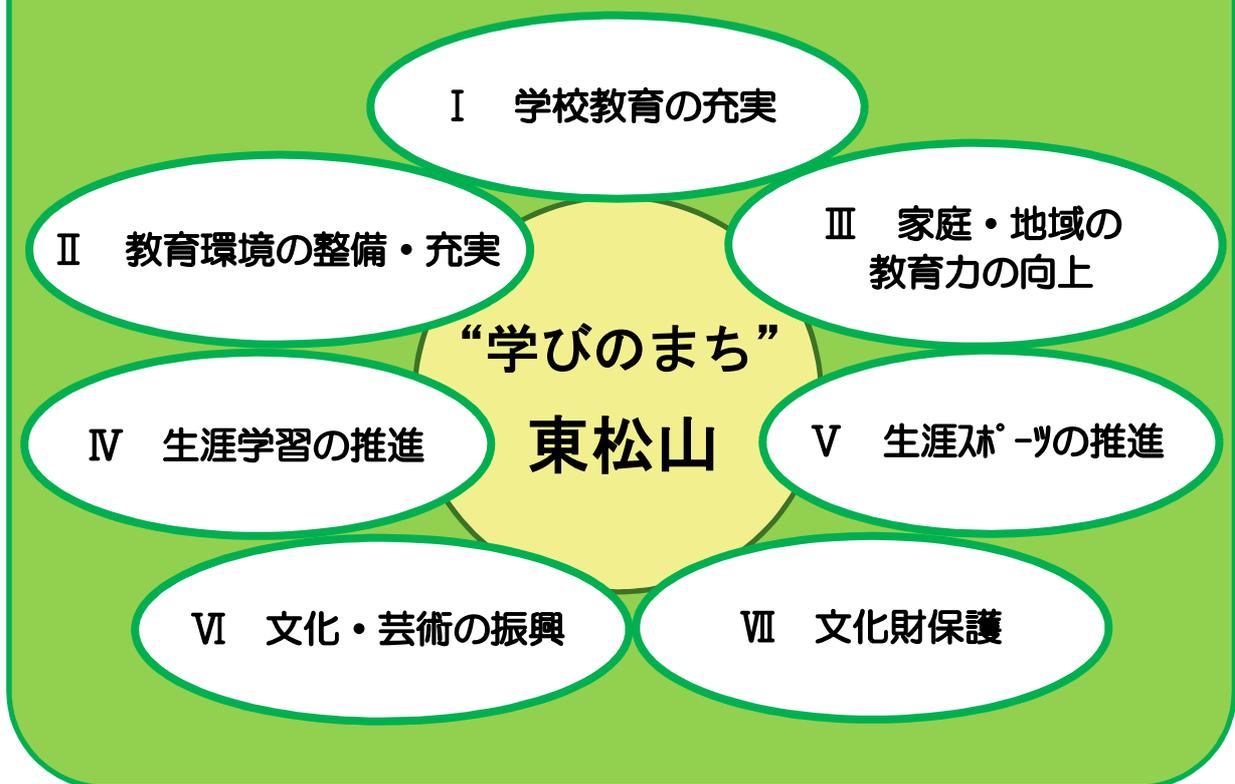
- 1 確かな学力の確立、豊かな心と健やかな体の育成を推進します。
- 2 安心して充実した学習環境づくりを推進します。
- 3 生涯にわたる学びを支援し、スポーツの振興と、ウォーキングを推進します。
- 4 文化・芸術の振興とともに、伝統文化の継承など文化財の保存・活用を推進します。

東松山市教育委員会では、教育行政が4つの基本方針に合致しているか、常に意識しながら、東松山市の教育の推進のため、様々な取組を実践しています。

(3) 基本目標

東松山市の教育行政の基本理念として示した「“学びのまち” 東松山」の実現に向け、4つの基本方針のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱とした教育行政を進めていきます。

☆基本目標



東松山市教育委員会では「継承と改革」を念頭に「現状維持は後退である」との認識のもと「熱意・誠意・創意」をもって、これら7つの目標に取り組みます。



ウォーキング まっくん・あゆみん
(東松山市マスコットキャラクター)

第2章 施策の展開

第2章 施策の展開

○ 施策の体系

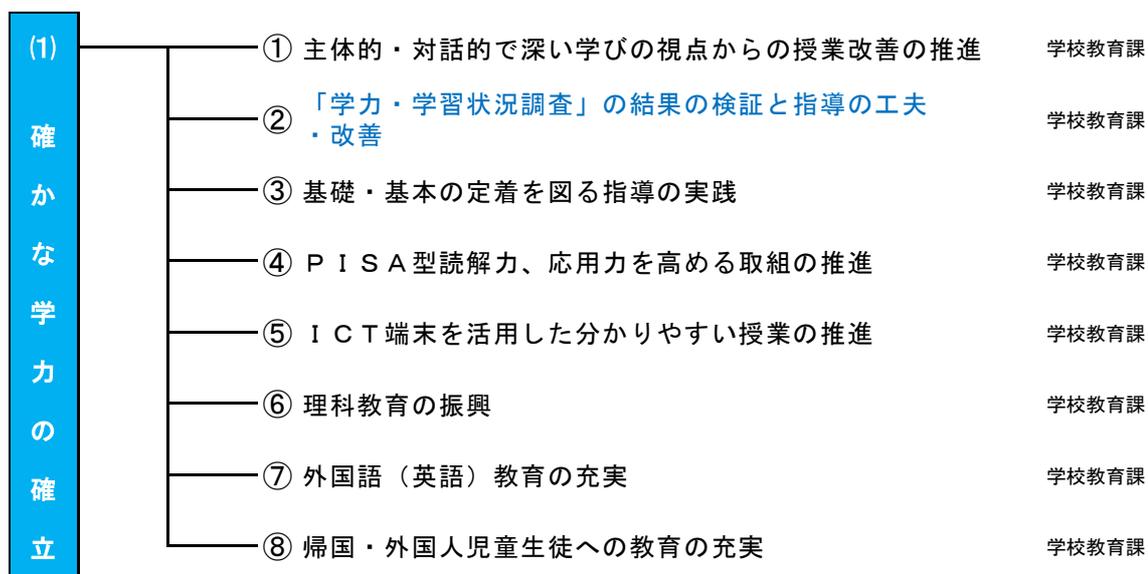
7つの「基本目標」のもとに、21の「施策」と113の「主な取組」を設定します。

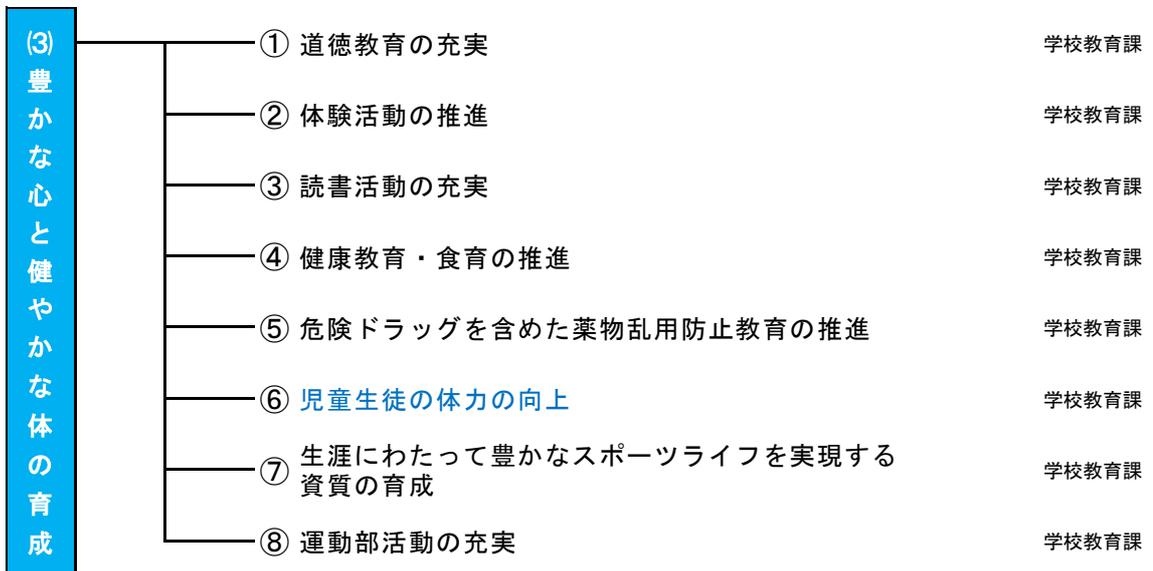
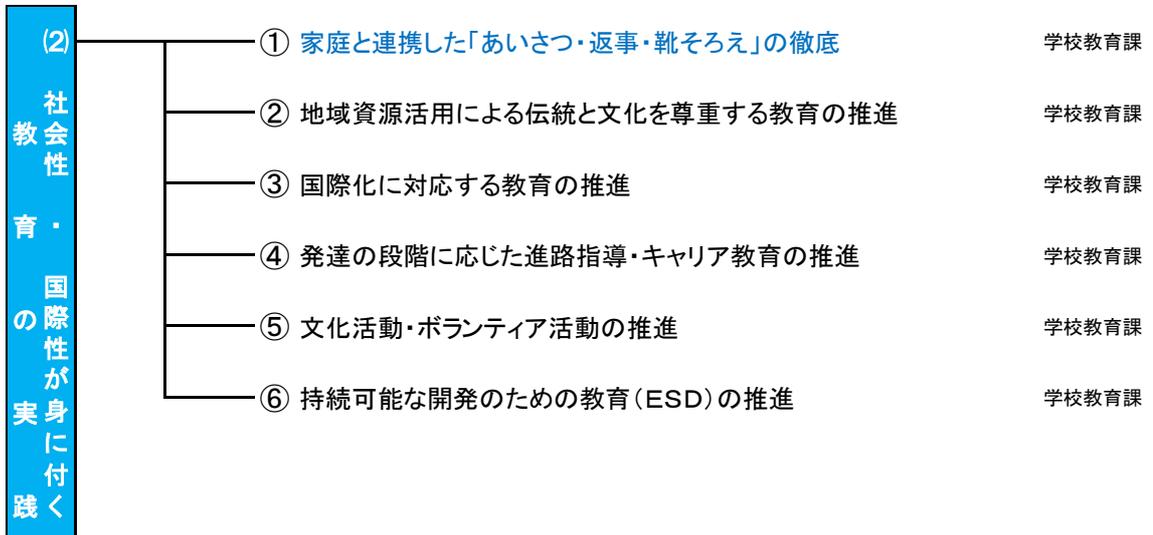
評価指標を設定している「主な取組」は青色の文字で表記しています。

また、それぞれの「主な取組」を実施する担当課（令和3年度現在）も併記しています。

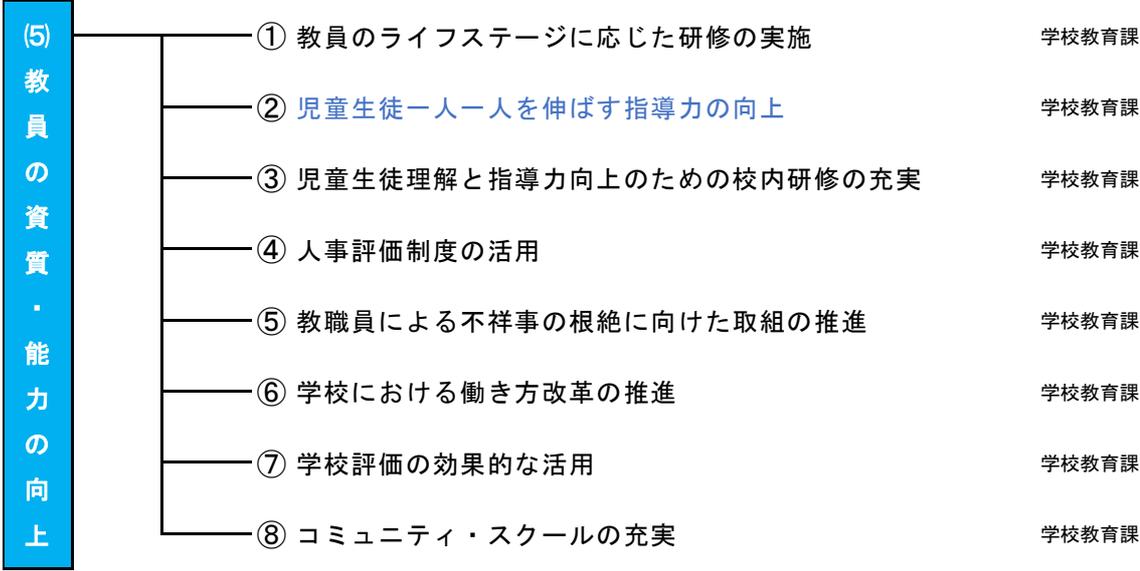
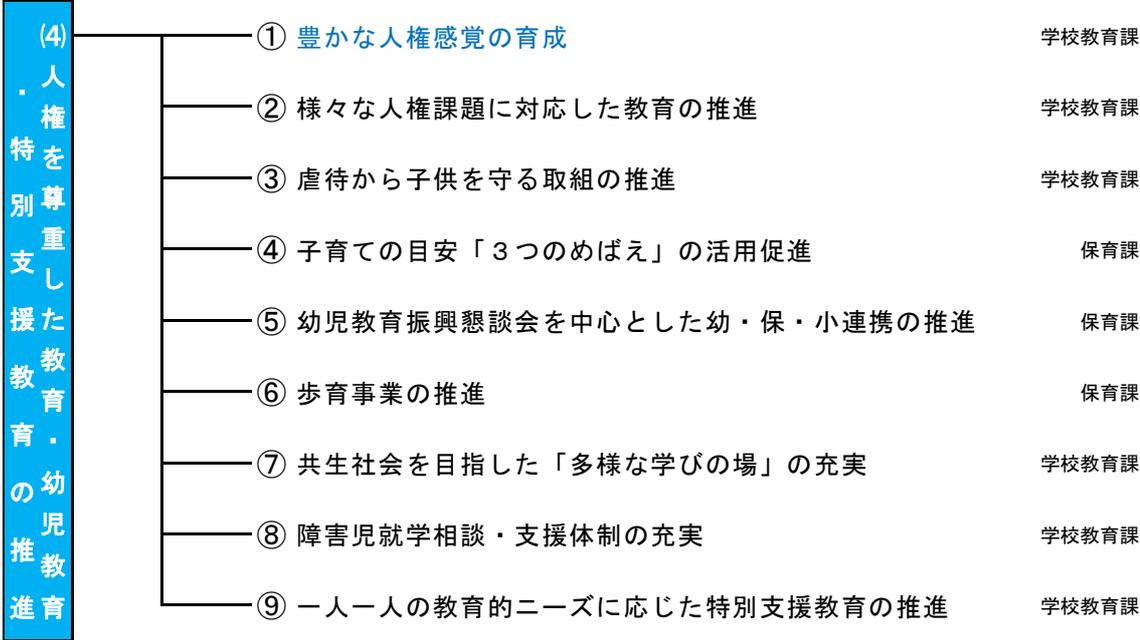
なお、各施策の取組にあたっては「新しい生活様式」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）などにに基づき感染防止対策を講じた上で実施します。

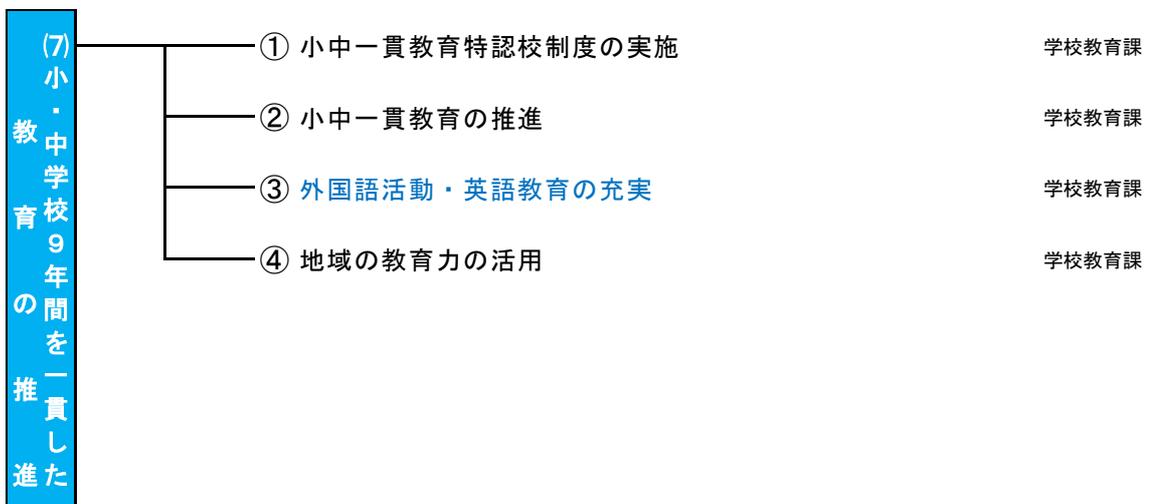
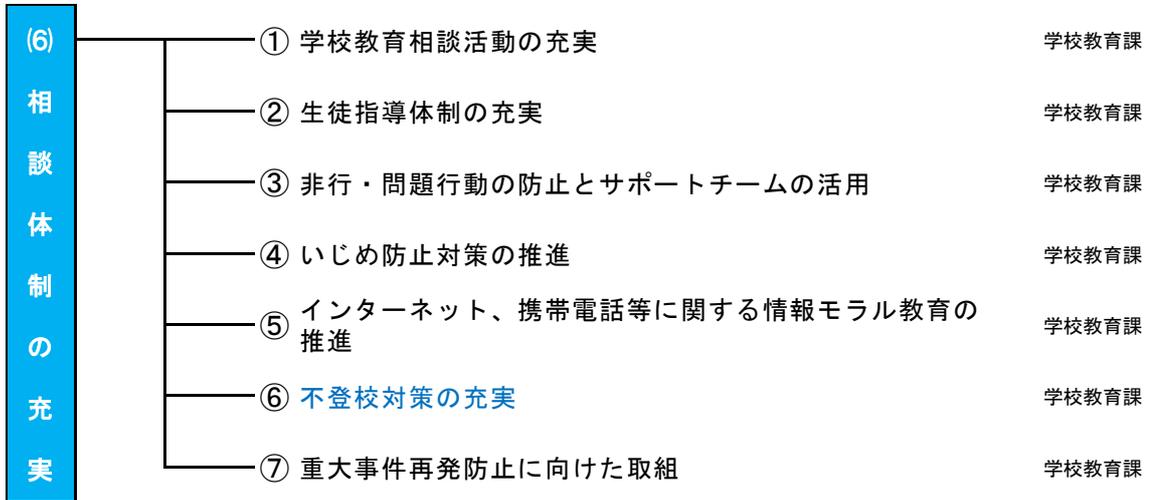
基本目標Ⅰ 学校教育の充実 【施策…7 主な取組…50】



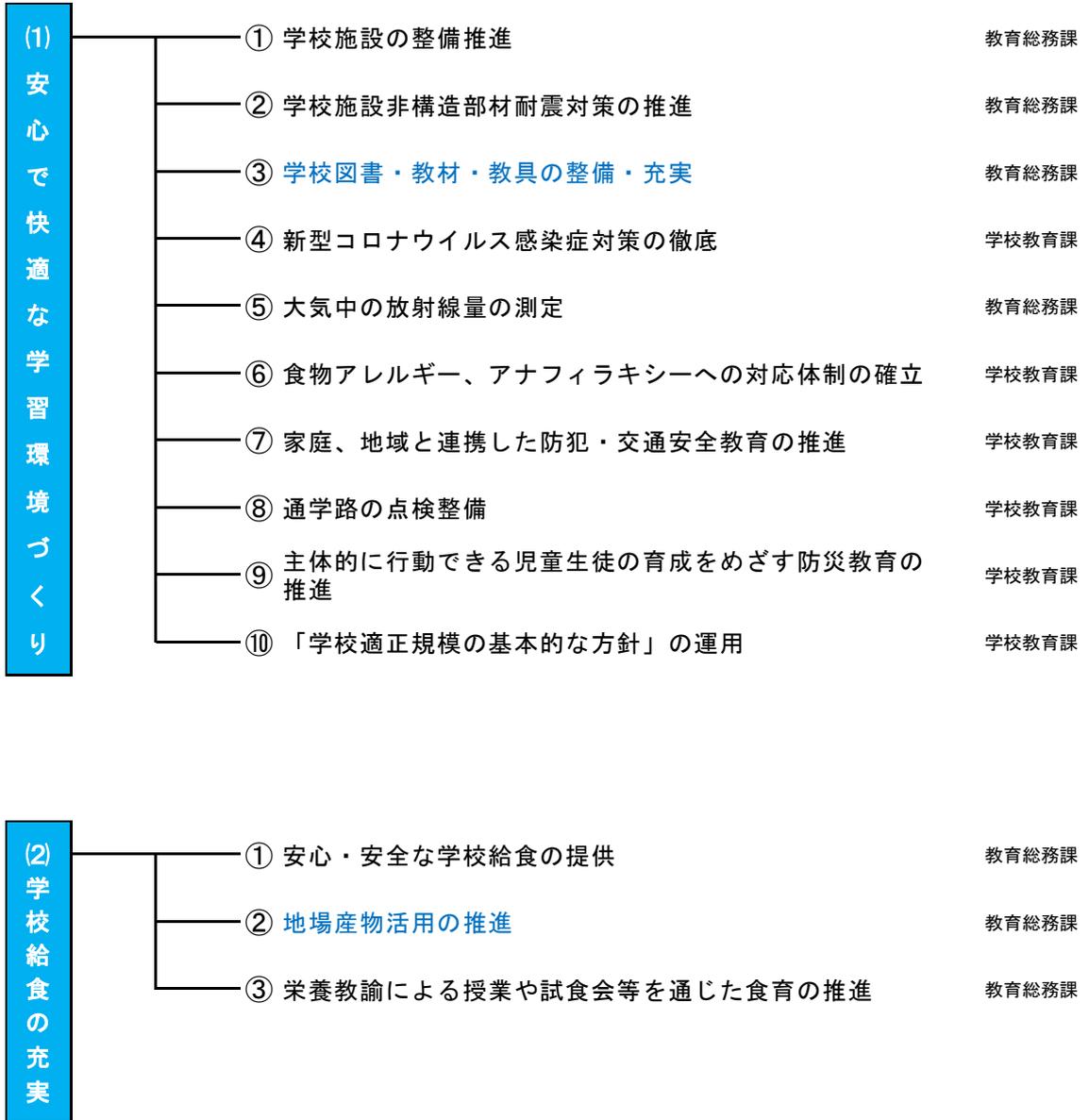


第2章 施策の展開

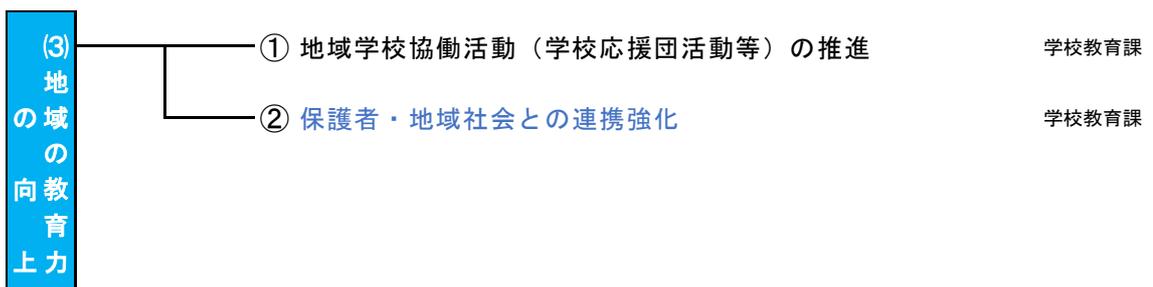
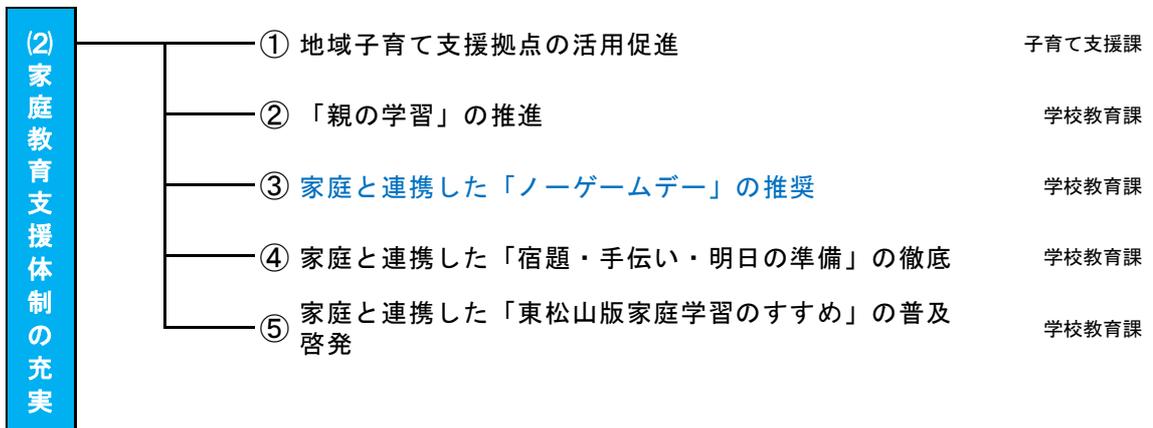
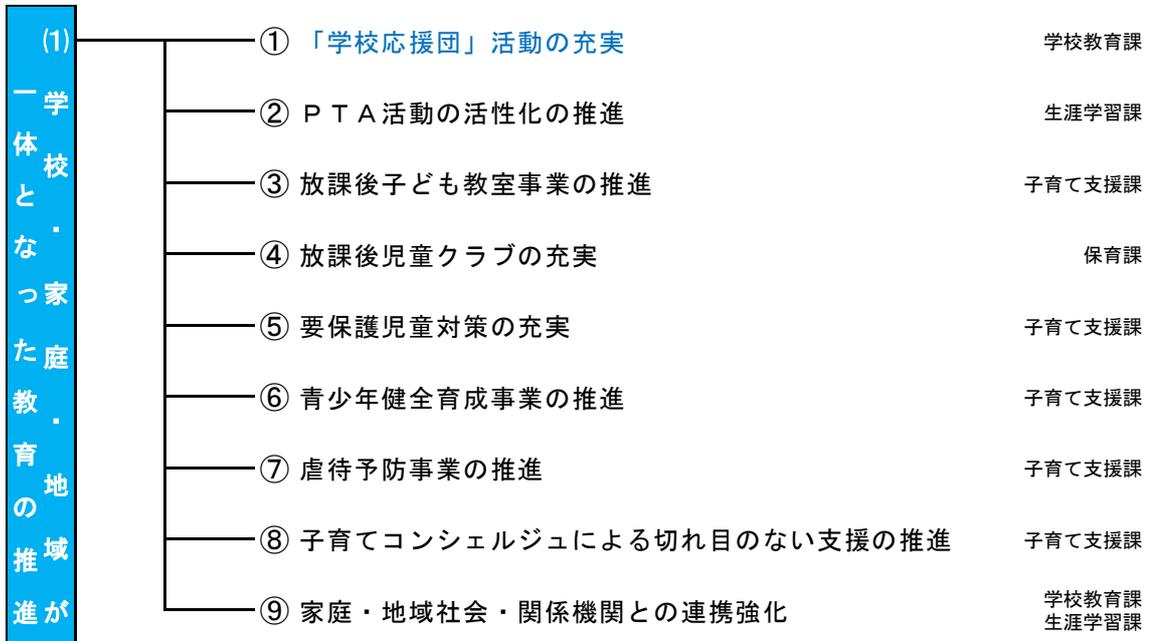




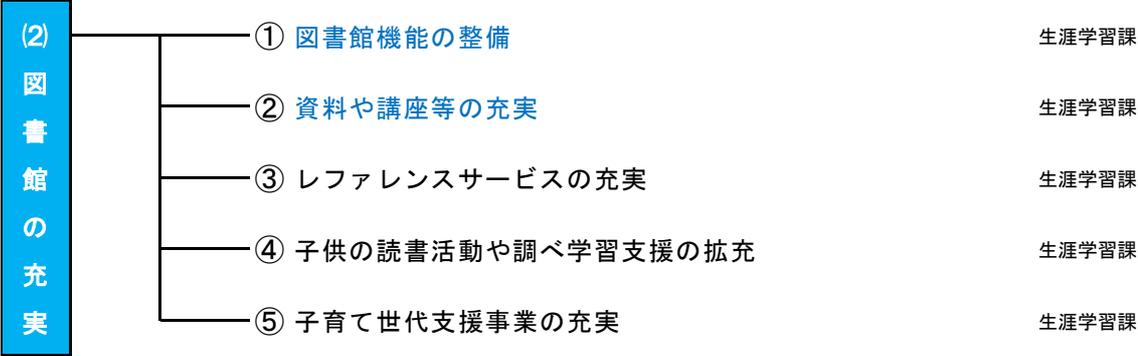
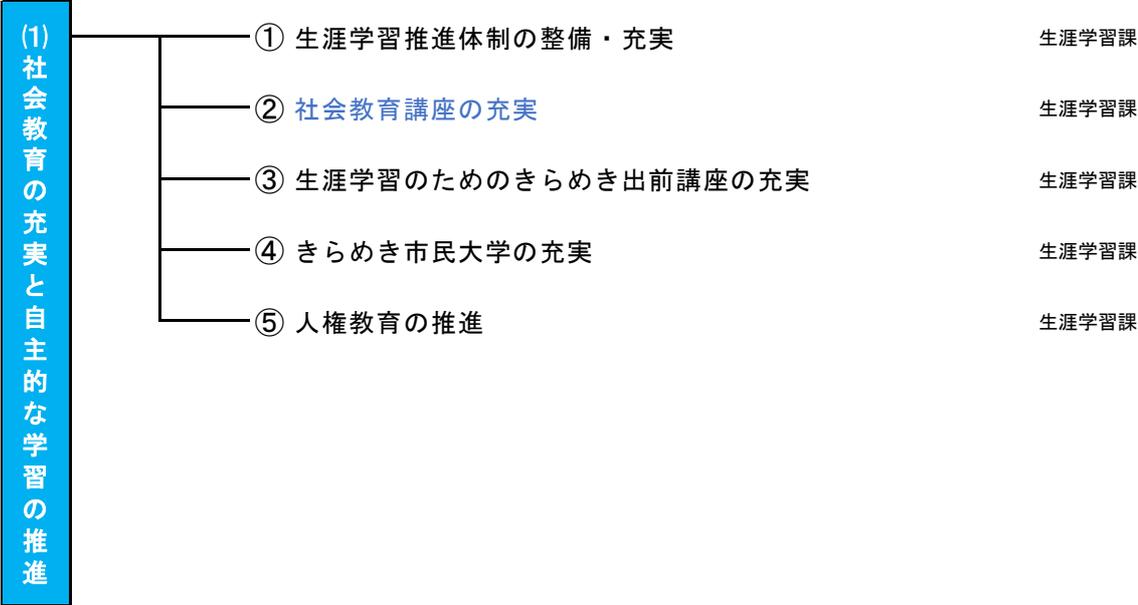
基本目標Ⅱ 教育環境の整備・充実 【施策…2 主な取組…13】



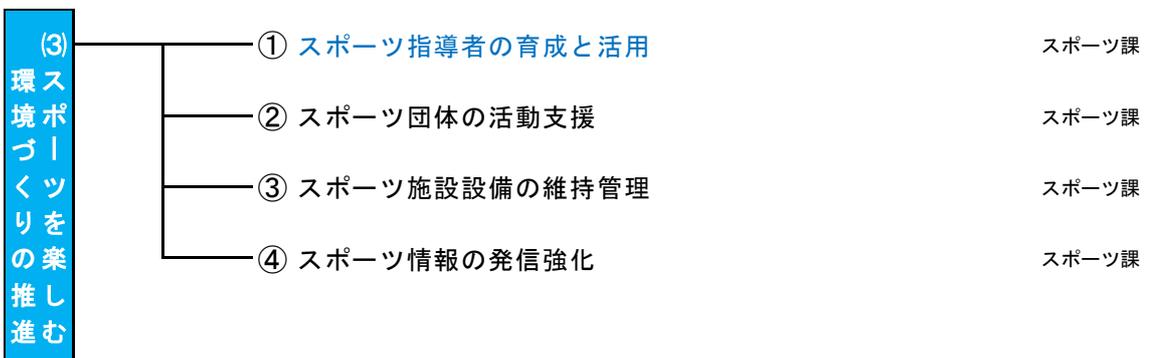
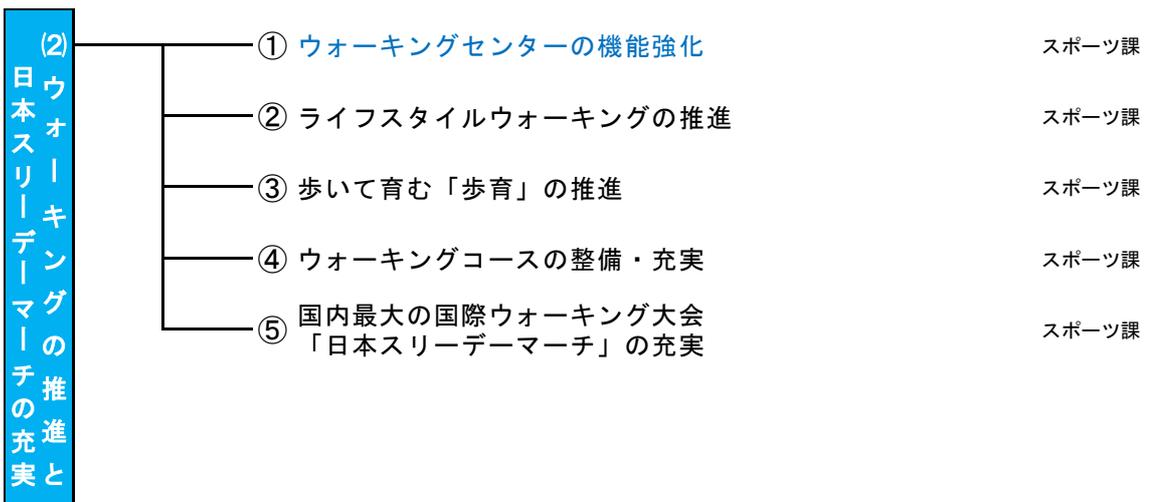
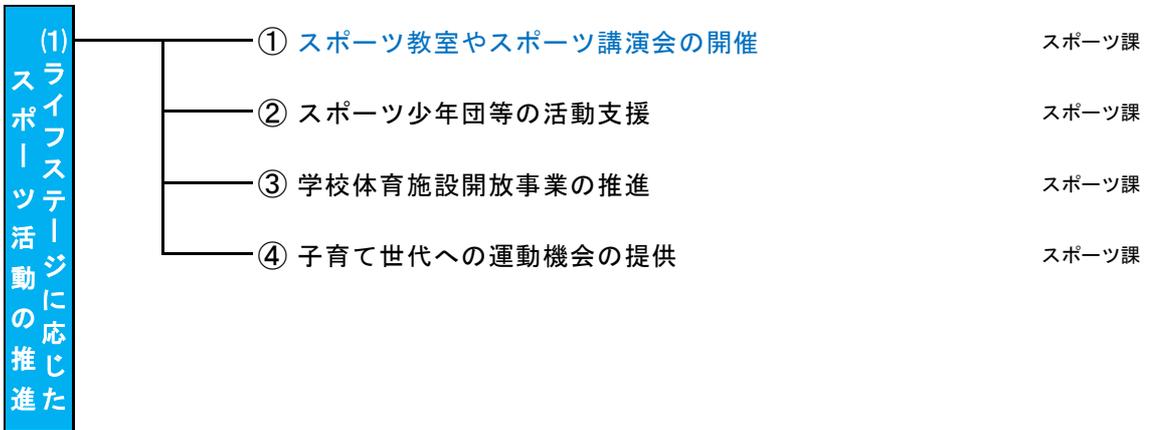
基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力の向上 【施策…3 主な取組…16】



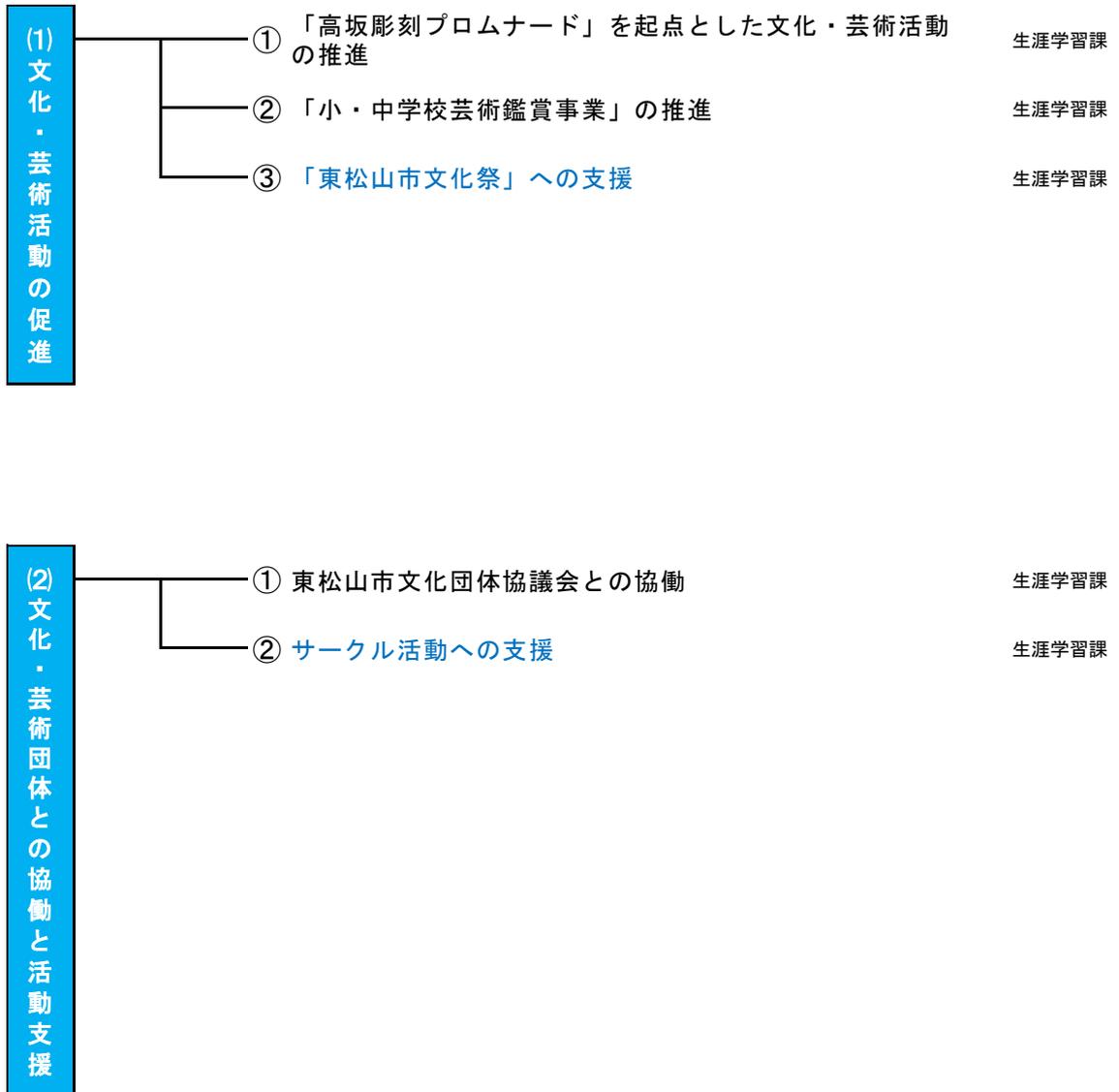
基本目標Ⅳ 生涯学習の推進 【施策…2 主な取組…10】



基本目標Ⅴ 生涯スポーツの推進 【施策…3 主な取組…13】



基本目標VI 文化・芸術の振興 【施策…2 主な取組…5】



基本目標Ⅶ 文化財保護 【施策…2 主な取組…6】



施策 (1) 確かな学力の確立

現状と課題

将来の予測が困難な社会となる中、児童生徒には、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養が求められています。

OECD（経済協力開発機構）が行った2018年のPISA調査（国際学習到達度調査）の結果では、日本の子供たちの読解力は前回調査時より国際順位が大きく後退し、応用力にも課題が見られました。子供たちが主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な学力とともに応用力や発展的な学力を身に付けることが必要です。

東松山市の児童生徒の学力は、学力・学習状況調査等の結果によると、応用力や発展的な学力など、知識の活用に課題があります。

学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力等の育成とともに、子供たちに目的意識や興味・関心を持たせ、学習意欲を向上させることが必要です。

施策の方向性

- 学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施とともに、学校における日々の授業を充実させるための授業改善などを進めます。
- 児童生徒の学力・学習状況を把握し、学校の課題改善に向けた取組を支援します。
- 基礎・基本の定着を徹底するとともに、読解力、応用力を含めた確かな学力を身に付けさせます。
- 児童生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導を推進します。

主な取組

①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進

- ▼生きて働く知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等を育むため、児童生徒が主体的に参加し、児童生徒同士や教員との対話の中で各教科等の「見方・考え方」を働かせながら深い学びを実現する授業を推進します。
- ▼授業の中に、児童生徒による話し合い活動や体験活動を適切に取り入れ、児童生徒が主体的に活動する機会をつくります。



②「学力・学習状況調査」の結果の検証と指導の工夫・改善

- ▼国や県が実施する「学力・学習状況調査」をもとに、児童生徒一人一人の学習内容の定着や学力の伸び、学習意欲等を詳細に検証し、指導の工夫と改善に取り組みます。
- ▼国の実施要領に則した方法により検証結果をホームページで公表し、学校と家庭・地域との連携による児童生徒の学力向上を目指します。

指標名	全国学力・学習状況調査の全国平均に対する換算値				
説明	全国学力・学習状況調査における東松山市の平均正答率を全国の平均正答率で除して50を乗じた数値 (東松山市平均正答率÷全国平均正答率×50)				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
小6国語 48.6	49.1	49.4	49.7	50.0	50.3
小6算数 47.3	48.3	48.8	49.3	49.8	50.3
中3国語 49.5	49.7	49.9	50.1	50.3	50.5
中3数学 47.7	48.5	48.9	49.3	49.7	50.1

③基礎・基本の定着を図る指導の実践

- ▼基礎・基本を身に付けるため、少人数教育（すにいかあプラン）やチーム・ティーチングなどのきめ細かい指導に引き続き取り組みます。
- ▼学習内容の習熟・定着を図るため、東松山市教育委員会が作成した「家庭学習のすすめ」を活用し、家庭学習の習慣を身に付けます。



④PISA型読解力、応用力を高める取組の推進

- ▼読書活動を充実させるとともに、国語科を中心に、文章を正しく理解し、その意味を深く考え、自分の意見を論じられる読解力の育成に取り組みます。
- ▼獲得した知識を組み合わせて考えるなどの応用力を高めるため、教科等における学習の充実はもとより、教科横断的な視点に立った学習指導を計画し、推進します。

⑤ICT端末を活用した分かりやすい授業の推進

- ▼児童生徒が教え合う学習や一人一人の能力・適性に応じた学びなどにICT端末を効果的に活用します。
- ▼児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティの適切な指導を行います。
- ▼全ての教員がICT端末を活用した実践的な指導ができるよう、指導力向上のための研修を実施します。



⑥理科教育の振興

- ▼2015年にノーベル物理学賞を受賞された梶田隆章先生の生まれ育ったまちとして「科学大好キッズ」育成事業、理科展、理科研究発表の充実など、理科分野への興味を伸ばす教育に取り組みます。
- ▼梶田先生からの寄附金を原資として創設した「ノーベル物理学賞受賞梶田隆章基金」を活用し、理科教育に対する興味の高揚、科学の理論及び応用の研究に対する支援、科学をはじめとする学習の拠点の整備につながる事業を展開します。



⑦外国語（英語）教育の充実

- ▼全ての小・中学校にA L Tを配置し、児童生徒が生きた外国語に触れる機会を増やします。
- ▼小中一貫教育特認校を中心に学校生活の中で英語に触れる機会を積極的に設け、英語に強い子供の育成を目指します。
- ▼児童生徒のコミュニケーション能力の向上につながる外国語教育を充実させるため、教員に対する研修等を行い指導力の向上に取り組みます。

⑧帰国・外国人児童生徒への教育の充実

- ▼日本語指導や学校生活の相談など、帰国・外国人児童生徒などに対する必要な支援を行います。
- ▼県配置の日本語指導加配教員や、市配置の日本語指導非常勤講師を活用し、帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実に取り組みます。

施策 (2) 社会性・国際性が身に付く教育の実践

現状と課題

地域コミュニティの衰退や三世帯同居の減少、産業構造や経済情勢の変化に伴う就業形態の多様化など様々な背景の中で、他者と良好な関係を築き、社会人として自立できる力を養う教育が求められています。

社会生活を送る上では、よりよい人間関係を構築することや自らを律し、自立する力を身に付けることが必要となります。

また、グローバル化の進展に伴い、伝統と文化を尊重する精神と、国際的な視野や多様な価値観を受容できる力を育むことも重要となっています。

変化の激しい社会のなかで、持続可能な社会を構築するための教育、問題解決力を身に付けるための教育を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 伝統と文化を尊重し、国際化の進展や時代の変化に対応する教育やキャリア教育、体験活動を推進し、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力や創造力を育みます。
- 将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の構築に向け、環境教育や資源・エネルギー教育を推進します。

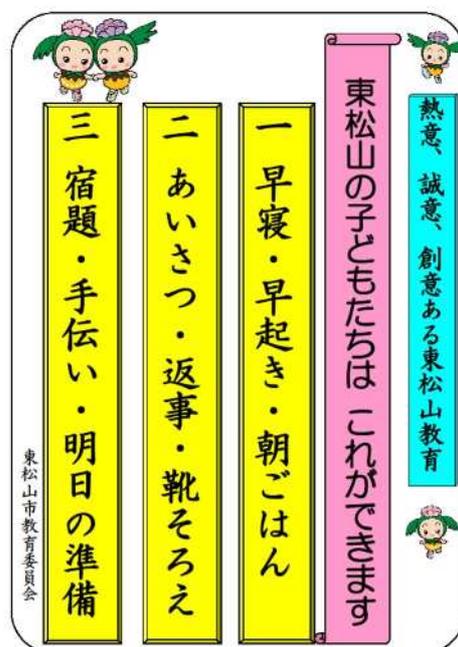


総合的な学習の時間での体験

主な取組

①家庭と連携した「あいさつ・返事・靴そろえ」の徹底

- ▼小・中学校全ての教室に掲示している「東松山の子どもたちはこれができます（3つの標語）」の1つに「あいさつ・返事・靴そろえ」を掲げ、児童生徒の意識を高めます。
- ▼埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査（「規律ある態度」達成項目）を本人・保護者・学校が共有・活用することにより、よりよい人間関係の構築や規律ある態度の育成に取り組みます。



「東松山の子どもたちはこれができます」
(3つの標語)

指標名	規律ある態度の達成項目の割合				
説明	埼玉県学力学習状況調査の「規律ある態度」達成目標の全項目のうち、達成度が8割を上回っているものの項目数の割合。				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校 94%	96%	97%	98%	99%	100%
中学校 94%	96%	97%	98%	99%	100%

②地域資源活用による伝統と文化を尊重する教育の推進

- ▼地元の史跡や地場産業の学習を通じて、伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深め、郷土に対する誇りを育む教育を推進します。
- ▼地域の方をゲストティーチャーとして学校行事にお招きし、昔の遊びなどを子供たちに教えてもらうといった交流事業を継続して行います。

- ▼平和資料館や埋蔵文化財センターなど市内にある施設を有効に活用し、児童生徒の積極的な体験活動を推進します。



③国際化に対応する教育の推進

- ▼学校における教育活動全体を通じて、児童生徒の夢や志を育て、視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、チャレンジ精神などを育む教育を進めます。
- ▼外国語活動や英語の授業、学校生活全般でALTと交流活動を行い、子供たちのコミュニケーション能力を高め、国際理解を深める教育を推進します。



④発達の段階に応じた進路指導・キャリア教育の推進

- ▼児童生徒が目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ▼中学生が自らの判断で適切な進路選択ができるよう、個々と向き合い、生徒と保護者から信頼される進路指導を実践します。
- ▼働くことの意義を考え、社会人となった将来の自分へと思いを馳せる契機として、中学生の社会体験チャレンジ事業を推進します。

- ▼個々の生徒の関心に応じた職場体験が行えるよう、企業や団体の協力を募り、体験できる職種・業種の拡大に取り組みます。



⑤文化活動・ボランティア活動の推進

- ▼合唱コンクールや理科展など文化的な活動を発表する機会を充実させるとともに、プロの演奏家による音楽鑑賞会や美術館での校外学習の実施など、子供たちの創造性を伸ばす教育を推進します。
- ▼社会との関わり方を学び、奉仕の心を養う契機となるよう、日本スリーデーマーチや福祉事業・子育て支援事業などに、児童生徒がボランティアとして参加しやすい環境を整えます。



⑥持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ▼将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の構築への意識を養うため、各教科や総合的な学習の時間などを有効に活用して、環境教育や資源・エネルギー教育などの持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。

施策 (3) 豊かな心と健やかな体の育成**現状と課題**

家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、規範意識の低下や人間関係の希薄化が指摘されています。また、自らの人生や社会における答えが一つに定まらない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められています。

子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、他者を思いやる心や生命を尊重する態度などの、豊かな人間性を育む必要があります。そのためには、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を充実させていくことが重要です。

さらに、読書は、知識を広め、心を豊かにし、人生をよりよく生きるための道標ともなり、子供の読書活動を充実していくことが大切です。

また、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校における保健教育を充実する必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症については、正しく理解し、感染を予防することが大切です。

学校と家庭が連携して生活リズムや食生活の乱れを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組むとともに、学校体育や運動部活動を通じて、体力の向上や豊かな人間性を育むことが大切です。

施策の方向性

- 自他の生命を大切にできる態度を養うなど、教育活動全体を通じた道徳教育を一層推進します。
- 子供たちの豊かな人間性を育むために体験活動を推進します。
- 学校・家庭における子供たちの読書活動を推進します。
- 感染症への正しい理解など保健教育を充実するとともに、学校と家庭の連携により、児童生徒の生活習慣の改善に取り組みます。
- 教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。

主な取組

①道徳教育の充実

- ▼生命の大切さを学ぶため、学校・家庭・地域のつながりを強化して「命の教育」を実践します。
- ▼道徳科では、答えが一つではない道徳的な課題について、考え、議論する授業を実施します。
- ▼子供たちの夢と豊かな心を育むため、道徳科や全ての教育活動において、ゲストティーチャーや外部指導者の活用を進めます。



②体験活動の推進

- ▼自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業等と連携して、発達段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- ▼学校周辺の農地などを活用して行う農業体験活動の充実に取り組みます。



③読書活動の充実

- ▼司書教諭や学校司書が中心となり、学校図書館の環境整備を進め「読書センター」としての機能を充実させます。
- ▼子供たちが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、学校や家庭における読書活動を推進します。



読書活動の様子

④健康教育・食育の推進

- ▼望ましい食習慣を実践できる児童生徒を育成するための食育活動や、心身の健康を適切に管理する力を身に付けさせる健康教育を、学校生活の中に積極的に取り入れます。
- ▼児童生徒に望ましい食習慣や生活習慣を身に付けさせるため、保健だよりなどを活用して家庭でできる取組を紹介するなど、家庭と連携し朝食欠食の解消や睡眠時間の改善に取り組みます。
- ▼「東松山の子どもたちはこれができます（3つの標語）」の1つに「早寝・早起き・朝ごはん」を掲げ、児童生徒の意識を高めるとともに、家庭と連携して生活リズムや食生活を整える取組を継続します。
- ▼新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対する正しい知識を身に付け、適切な予防行動がとれるよう指導を充実します。

⑤危険ドラッグを含めた薬物乱用防止教育の推進

- ▼危険ドラッグなどの最新の情報を取り入れた、薬物乱用防止教育を推進し、児童生徒や保護者に対して、薬物の危険性を周知するための取組を継続します。
- ▼専門家を活用しての「薬物乱用防止教室」や、教員の指導力向上のための研修会を開催し、薬物乱用防止教育の効果を高めます。

⑥児童生徒の体力の向上

- ▼体力テストの結果を本人・保護者・学校が共有するとともに、体力向上のためのプログラムや教材を活用することにより体育の授業を充実させ、児童生徒一人一人の体力を伸ばします。
- ▼家庭や地域と連携して、生活習慣の改善や適度な運動習慣の確立を図るとともに、運動に対する苦手意識の解消に向け「外遊び」を奨励するなど、日常生活の中での体力向上を目指します。

指標名	新体力テストの全国平均を上回る項目数				
説明	新体力テストにおいて、東松山市の平均値が全国の平均値を上回った項目数 【小学校】5年生8種目中 男女別 【中学校】2年生8種目中 男女別				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
小5男子 5項目	6項目	7項目	8項目	8項目	8項目
小5女子 7項目	8項目	8項目	8項目	8項目	8項目
中2男子 7項目	8項目	8項目	8項目	8項目	8項目
中2女子 7項目	8項目	8項目	8項目	8項目	8項目

⑦生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- ▼学校体育を通じて、運動の楽しさを感じさせ、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために必要な資質を育成します。

⑧運動部活動の充実

- ▼中学校での運動部活動の意義が十分発揮できるよう、顧問教員の指導力向上や、地域と連携した外部指導者の活用を推進します。
- ▼技術の向上だけに留まらず、切磋琢磨する経験を通して豊かな人間性を育み、チームワークの大切さを学ぶ場としての部活動を展開します。
- ▼勝敗だけに固執せず、休養と体調管理を意識した指導を推奨します。



施策 (4) 人権を尊重した教育・幼児教育 ・特別支援教育の推進

現状と課題

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人、犯罪被害者やその家族などに関する人権上の課題、また、いわゆる性的マイノリティへの差別やインターネットを利用した人権侵害、いじめなど、様々な人権課題への対応が求められています。

子供の発達の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を養う教育が必要です。

特に人格形成の基礎となる幼児期の生活に関しては、基本的な生活習慣の乱れなどが指摘されており、幼児教育の重要性が高まっています。

また、障害のある児童生徒が、年齢や能力に応じて、可能な限り障害のない児童生徒と共に学び、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができる、インクルーシブ教育システムの構築が求められています。

施策の方向性

- 豊かな人権感覚を育成するとともに、様々な人権課題に対応した教育を充実します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。
- 家庭や地域と連携した幼児教育を推進するとともに、子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を推進します。
- 「東松山市教育委員会における障害を理由とした差別の解消の推進に関する対応要領」の趣旨を踏まえ、特別支援教育の充実に取り組めます。

主な取組

①豊かな人権感覚の育成

- ▼全ての児童生徒が豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念を徹底し、人権教育を進めます。
- ▼児童生徒や保護者の豊かな心や人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用を推進します。

指 標 名	人権感覚育成プログラムの活用校数				
説 明	「人権感覚育成プログラム」を教職員向けの研修に活用し、かつ児童生徒への授業等において活用した学校数				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
12校	14校	15校	16校	16校	16校

②様々な人権課題に対応した教育の推進

- ▼性的マイノリティや障害のある人への差別、同和問題やインターネットによる人権侵害など、様々な人権課題に対応した教育の充実に取り組みます。
- ▼教員を対象とした研修会や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫・改善に取り組みます。



③虐待から子供を守る取組の推進

- ▼学校において虐待の早期発見・早期対応の中心となる教員の研修を充実し、虐待から子供を守るための校内体制を強化します。
- ▼虐待を未然に防ぐための家庭や地域社会への啓発や虐待を受けた子供をケアするために、関係機関と連携した取組を推進します。

④子育ての目安「3つのめばえ」の活用促進

- ▼小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことを、幼児期の特性である「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点から取りまとめた、子育ての目安「3つのめばえ」の活用方法等について、幼児教育振興懇談会で検討し、各事業に反映していきます。

子育ての目安「3つのめばえ」 埼玉県リーフレット

さいたま くに さいたままげん 埼玉県 家庭向けリーフレット

こそだめやす 子育ての目安 「3つのめばえ」

小学校入学までに身に付けてほしいこと

子育ての目安「3つのめばえ」

高品質でソフト「コバトン」

せいかつ 生活

子供の育ちは一人一人異なります。子供の育ちを長い目で見つめながら、生活の中で身に付けていくことができるように、生活環境や関わり方に配慮していきましょう。

- ◇ 健康で安全な生活をする
- ◇ 自分のことは自分でする
- ◇ 物を大切にする

たしや かんけい 他者との関係

- ◇ 人と関わる力を身に付ける
- ◇ 言葉で伝え合う
- ◇ きまりや約束を守る

きょうみ かんしん 興味・関心

- ◇ 好奇心や探究心をもって いろいろなものに関わる
- ◇ 文字や数量などの感覚を豊かにする
- ◇ 自分の思いを表現する

⑤幼児教育振興懇談会を中心とした幼・保・小連携の推進

- ▼幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や幼・保・小三者連絡会の開催を通して幼稚園・保育園・小学校・その他関係者の連携と交流を進め、幼児教育の一層の振興に取り組みます。

⑥歩育事業の推進

- ▼市内保育園、幼稚園での日常の園生活に、歩いて育む「歩育」を積極的に取り入れ、子供の成長や発達を促します。



⑦共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実

- ▼通常の学級、通級による指導、特別支援学級など連続性のある「多様な学びの場」を用意するため、発達障害を含む障害のある子供たちの学習環境の整備・充実に取り組みます。
- ▼障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ支援学習や交流及び共同学習を進めます。

⑧障害児就学相談・支援体制の充実

- ▼障害のある子供に対し、幼児期から適切な教育的対応ができるよう、就学相談員や就学相談調整会議などを活用して、連続性のある就学相談体制の充実に取り組みます。
- ▼特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の支援体制を充実させるとともに、臨床心理士などの専門家による巡回支援の活用を進めます。

⑨一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- ▼特別支援学級においては、個別の指導計画に基づき、各教科等を合わせた指導等の効果的な指導の形態について検討・工夫を行います。
- ▼通常の学級に在籍する言語障害、難聴、発達障害、情緒障害等のある児童生徒に対して合理的配慮を行うとともに、必要に応じて通級による指導の充実に取り組みます。
- ▼教員の特別支援教育に関する研修や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援方法に関する研修を充実します。

施策 (5) 教員の資質・能力の向上

現状と課題

次代を担う児童生徒一人一人を認め、鍛え、育むためには、個々の教員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。

教員の年齢構成は、大量退職・大量採用の時期を経て、若返った状況にある中、学校教育の質の維持・向上を図るためには、指導力や使命感のある教員の育成を継続的に図っていくことが一層重要となります。

一方、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。教員が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革が求められています。

さらに、教育の質の維持・向上のためには、個々の教員の資質・能力の向上とともに、学校・家庭・地域の住民や企業等が目標を共有し、社会全体で教育に取り組むことが必要です。

施策の方向性

- 教員のライフステージに応じた研修や教育方法等の改善・充実に取り組みます。
- 効果的な取組を行っている教員の知識や技能を共有します。
- 学校の特色を生かした学習を支援し、あわせて他校への広がりを促します。
- 人事評価制度を活用し、教員の公正な人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- 教員が児童生徒と直接向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革を推進します。
- 新しい時代の教育に向けた学校運営の充実に取り組みます。

主な取組

①教員のライフステージに応じた研修の実施

- ▼東松山市の魅力をお子たちに伝えていけるよう、東松山市で初めて勤務する教職員を対象に、市の概要と行政の方針の説明や、市内にある名所旧跡や教育施設などを視察する新転任教職員研修会を実施します。
- ▼各小・中学校での牽引力となる「ミドルリーダー」の育成を目指し、各校の中堅教員を対象に、元教育長や元校長、各界で活躍する民間人等を講師とした「東松山師範塾～中堅教員研修会～」を実施します。



②児童生徒一人一人を伸ばす指導力の向上

- ▼埼玉県学力・学習状況調査で、児童生徒の学力を伸ばした教員の優れた取組をまとめた「まつやまっ子」を市内の全教員で共有します。
- ▼「東松山の学習指導スタンダード」「道徳スタンダード」を活用し、授業の「ねらい」の明確化や「自分の言葉でふりかえる」指導「よい発問と計画的な板書」を重視した授業を推進します。
- ▼個別最適化された学びを推進するためのICT環境の整備と、ICTを活用して効果的な指導ができるための教員研修を実施します。

指 標 名	学力を伸ばした児童生徒の割合				
説 明	埼玉県学力学習状況調査における学力を伸ばした子の割合の数値				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
小学校 68.2%	70.2%	71.2%	72.2%	73.2%	74.2%
中学校 66.4%	68.4%	69.4%	70.4%	71.4%	72.4%

③児童生徒理解と指導力向上のための校内研修の充実

- ▼個々の児童生徒と向き合い、最善の導きが行えるよう、全ての小・中学校で自校の課題に応じたテーマを定め、児童生徒理解と指導力向上に向けた校内研修を実施します。
- ▼各学校が児童生徒や地域の実態等を十分踏まえながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していけるよう「小・中学校特色化支援事業」を継続して実施し、その成果を市内全校で共有します。
- ▼教育委員会による学校指導訪問において、国や県の最新情報の提供や学校のニーズに応じた指導・助言を行います。



④人事評価制度の活用

- ▼人事評価制度を人材育成・人事管理に適切に活用し、教員の資質・能力のさらなる向上に取り組めます。
- ▼管理職を対象とした評価者研修を継続して実施し、公正・公平な評価を行うための体制を構築します。

⑤教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進

- ▼風通しのよい職場環境づくりを行うとともに、学校における倫理確立委員会の機能を充実します。
- ▼具体的な事例を盛り込んだ研修資料を活用するなど、不祥事の内容に応じて研修の内容や方法の工夫・改善を行い、教職員の倫理観を向上します。

⑥学校における働き方改革の推進

- ▼タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランス等に関する研修の充実や「ノー会議デー」「ふれあいデー」「学校閉庁日」の設定による教職員の意識改革と活力向上を推進します。
- ▼各種調査の統合やIT技術の活用により、学校における事務の効率化・教職員の負担軽減を進め、教職員が子供たちと向き合う時間を確保します。
- ▼小・中学校のうち教育活動上の必要性が高い学校には、臨時的に任用した職員を学校支援員として派遣し、学校全体の教育活動をサポートします。

⑦学校評価の効果的な活用

- ▼各学校は学校運営や教育活動の状況について教職員による学校自己評価を行い、その結果をもとに、自律的・継続的に学校運営や教育活動を改善します。
- ▼保護者など学校関係者による学校関係者評価を実施し、学校運営の充実に取り組みます。
- ▼学校評価の結果については、広く公表し、地域や保護者の理解を深め、学校運営への参画につなげます。

⑧コミュニティ・スクールの充実

- ▼保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を活用し、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進します。
- ▼「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域人材を活用した教育活動の充実に取り組みます。



施策 (6) 相談体制の充実

現状と課題

子供たちの問題行動の予防や解決を図るため、家庭や地域、関係機関と連携して一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取組を進める必要があります。

重大な人権の侵害でもある「いじめ」は、どの学校でも、どの子供にも起こり得るとの認識のもと、学校や地域、関係機関が一体となって、いじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを早期に発見し、徹底した対応に取り組む必要があります。

また、不登校は様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。

施策の方向性

- 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進し、立ち直り支援に向けた取組を行います。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行・問題行動の防止や有害環境・貧困に起因する弊害から子供を守る取組を行います。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- 不登校の解消に向け、環境の変化に対応できる力を育むとともに、小・中学校の円滑な接続を進めます。
- 市内で発生した少年死亡事件の検証結果を関係機関と共有し、再発防止のための取組を進めます。

主な取組

①学校教育相談活動の充実

- ▼教育相談活動を推進するため、専門家や関係機関との連携を強化し、学校における教育相談体制を整備します。
- ▼いじめや不登校に対応するため、臨床心理学や児童福祉に関し専門的な知識や経験を有する人材を、積極的に教育相談活動に活用します。
- ▼一人一人に教員が児童生徒理解に基づいた教育活動を推進するため、研修等を通じてカウンセリング理論の習得や技法の習得に取り組みます。

②生徒指導体制の充実

- ▼校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進します。
- ▼各学校の生徒指導上の問題や「小1プロブレム」に代表される、学級がうまく機能しない状況の解決に向けた指導体制づくりを支援します。
- ▼子供たちの問題行動の予防や解決を図るため、家庭・地域社会・関係機関との連携を強化し、一貫性をもった生徒指導体制を確立します。

③非行・問題行動の防止とサポートチームの活用

- ▼学校・家庭・地域が連携し、いじめや非行・問題行動を未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決のためのサポートチームを編成します。
- ▼非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。
- ▼民生児童委員等と連携して生活困窮家庭を把握する取組や、就学援助制度を周知するための取組を継続します。



④いじめ防止対策の推進

- ▼いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- ▼小・中学校の全ての教室に「いじめゼロ五箇条」を掲示し、児童生徒一人一人のいじめに対する意識を高めます。
- ▼児童生徒の発達段階に応じて、いじめ防止プログラムを有効に活用した取組を推進します。
- ▼いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題調査審議会など、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置した組織を活用し、いじめ防止対策やいじめの現状分析を進め、学校におけるいじめ問題の解消に向けた取組を支援します。



いじめゼロ 五箇条

東松山市学校教育推進委員会

いじめのないクラス。めざすのはあなたです。

第一条 友だちのよいところをさがし、認め合おう。

第二条 心配ごとがあつたら、大人に相談しよう。

第三条 いじめられている人の気持ちになって考えよう。

第四条 いじめはだれかに知らせよう。

第五条 いじめられている人を絶対守ろう。

先生や他の大人はあなたの味方です。
一人ではやむことはやめよう。

⑤インターネット、携帯電話等に関する情報モラル教育の推進

- ▼ネットいじめやネットトラブルから子供たちを守るため、関係機関と連携した研修を実施し、児童生徒や保護者への啓発を行います。
- ▼児童生徒が情報を正しく選択し、活用していく力を身に付けられるよう、情報モラルを育成するための取組を推進します。

⑥不登校対策の充実

- ▼中学校1年生で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校の9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。
- ▼「不登校初期対応指針」に則り、欠席した児童生徒への連絡を徹底し、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制を確立します。
- ▼不登校の減少を図るため、総合教育センターの相談体制や「ふれあい教室」(適応指導教室)での指導体制を整備・充実します。
- ▼総合教育センターでは、教育相談や生活指導、学習補充のほか、焼き物教室・花壇作業・野外活動などの体験活動を通じて、自立を促すとともに、集団への適応能力を養い、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行います。

指標名	不登校児童生徒の復帰率				
説明	不登校児童生徒に対する「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校 25.0%	34.0%	38.0%	42.0%	46.0%	50.0%
中学校 18.3%	23.0%	26.0%	29.0%	32.0%	35.0%

⑦重大事件再発防止に向けた取組

- ▼庁内連携会議において、各機関がもつ情報を共有し、早期の段階から関係機関が連携することで重大事件の再発防止に取り組みます。
- ▼生徒指導専門職員が定期的に学校を訪問し、児童生徒の状況を把握するとともに、学校長に対して助言・支援を行います。

施策 (7) 小・中学校 9 年間を一貫した教育の推進

現状と課題

小学校から中学校へと進学する段階において、学習環境の変化や人間関係の多様化により、戸惑いや不安を感じる子供たちは少なくありません。

中学校での学校生活に適應できず、学習意欲の低下や不登校などが増加する傾向が見られ「中1ギャップ」として注目されています。

小学校と中学校の9年間を連続した成長過程ととらえ、9年間にわたる学びと育ちを重視した教育に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 小・中学校9年間にわたる学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や「中1ギャップ」の解消を推進します。
- 桜山小学校と白山中学校を「小中一貫教育特認校」として、両校間での交流を図り、9年間の学びと育ちを重視した教育を実践します。
- 小中一貫教育を行う小・中学校の拡大を目指します。
- 小中一貫教育の一つの効果として、小学校における外国語活動から中学校の英語教育への円滑な接続を目指し、英語に強い子供を育てます。

主な取組

① 小中一貫教育特認校制度の実施

- ▼桜山小学校と白山中学校を小中一貫教育特認校として指定し、両校間での児童生徒・教員の交流を進めることにより、小学校と中学校の円滑な接続を図り、学習意欲の向上につなげます。
- ▼小中一貫教育を推進している桜山小学校と白山中学校については、市内全域からの就学を認める特認校制度を活用し、両校が進める一貫教育に共感する児童生徒や保護者の就学希望に応えます。

②小中一貫教育の推進

- ▼小中一貫教育特認校では、教員が相手先の学校へ出向き、少人数指導やチーム・ティーチングの手法を用いて、外国語や算数・数学の乗り入れ授業を行います。
- ▼小中一貫教育特認校では、両校の教員が指導内容や指導方法を互いに相談しながら、異校種乗り入れのよさを十分に発揮した授業を行います。
- ▼隣接する小・中学校では、9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程の編成・実施を目指します。



③外国語活動・英語教育の充実

- ▼中学校進学時に英語学習への接続が円滑に行えるよう、全ての小学校にA L Tを配置し、小学校在学中における外国語活動の充実に取り組みます。
- ▼小中一貫教育特認校では、学校生活の中で英語に触れる機会を積極的に取り入れ、英語に強い子供の育成を目指します。

指 標 名	英語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている生徒の割合				
説 明	埼玉県学力学習状況調査の「英語学習を通して英語を使いたいと思っている」生徒の割合				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
68.6%	70.6%	71.6%	72.6%	73.6%	74.6%

④地域の教育力の活用

- ▼読み聞かせや学習ボランティア、道徳や総合的な学習の時間、学校行事でのゲストティーチャー等、地域の人材を生かした取組を継続し、小中の9年間を通して、児童生徒が地域住民と交流する場を作ります。

施策 (1) 安心して快適な学習環境づくり

現状と課題

学校施設内や通学路などにおける様々な事件や事故、災害から児童生徒を守ることが一層強く求められています。

小規模建物を除いた学校施設全体の6割が建築後30年以上経過し、老朽化が進んでおり、施設水準の維持が課題となっています。

施設や設備、教材などの学習環境の整備を進めていくことに加えて、新型コロナウイルス感染症、大気中の放射線や食物アレルギー・アナフィラキシー対策など、目に見えない危険にも注意を払う必要があります。

さらに、市内の小・中学校における教育活動を維持・向上していくためには、今後の児童生徒数の推移を踏まえた学校適正規模の検討とそれに基づく対応が求められます。

施策の方向性

- 計画的な施設改修や教材配備を実施するとともに、定期的な点検や診断により安全性を確保した上で、学校施設の長寿命化に取り組みます。
- 学校の危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に取り組みます。
- 児童生徒の生活安全や交通安全、防災について、地域ぐるみの学校安全対策の整備を推進します。
- 教育の活性化の観点から、適正な学校規模を維持します。



主な取組

①学校施設の整備推進

- ▼定期的な点検や診断を実施し、学校施設の保全・維持管理を行います。
- ▼トイレなどの設備改修は、他の施設改修とのバランスを見極めつつ、計画的な整備を行います。
- ▼広範囲に劣化が見られる屋上や外壁等の改修を進めます。

②学校施設非構造部材耐震対策の推進

- ▼学校施設の天井材や外壁、照明器具等の設備機器などの非構造部材の落下・転倒防止策を継続して行い、児童生徒の安全を確保します。

③学校図書・教材・教具の整備・充実

- ▼全ての市立小・中学校で、国が示した「学校図書館図書標準」に見合う蔵書数を維持するとともに、学校図書の更新や拡充を継続します。
- ▼国の「教材整備指針」に示された基準に則して、小・中学校で使用する教材や教具の計画的な整備を進めます。

指 標 名	学校図書館図書標準の達成校割合				
説 明	学級数に応じて定められた学校図書館図書の標準冊数以上の蔵書数を所蔵している学校の割合				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
93.8%	100%	100%	100%	100%	100%

④新型コロナウイルス感染症対策の徹底

- ▼東松山市教育委員会が示す「新型コロナウイルス感染症予防対策指針」に基づき、小・中学校では、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるための適切な対策を講じます。
- ▼新型コロナウイルスへの感染を予防するため、児童生徒・教職員は、原則、マスクを着用するとともに、石けんによる手洗いを徹底します。

⑤大気中の放射線量の測定

- ▼学校施設内におけるホットスポット75箇所について、6か月ごとに地表1cmの空間線量を測定し、除染作業等、必要に応じた対策を継続します。

⑥食物アレルギー、アナフィラキシーへの対応体制の確立

- ▼食物アレルギー・アナフィラキシーに関して、研修等を通じて教職員に十分な知識の普及を図るとともに、全教職員が危機管理マニュアルに則った適切な対応ができる体制を確立します。

⑦家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

- ▼児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、家庭への普及や学校安全ボランティアを充実する取組を進めます。
- ▼「学校応援団」と連携・協力し、登下校時の指導など、学校安全活動を推進します。
- ▼中学生に対する自転車通学用ヘルメットの支給事業を継続し、日頃からヘルメット着用の効果を指導するとともに、登下校時及び部活動における校外試合等の際のヘルメット着用指導を徹底します。



⑧通学路の点検整備

- ▼家庭や地域、各学校PTAや関係機関と連携し、地域ぐるみで通学路の点検を行い、必要に応じて関係機関への要望等を実施して、通学路の安全性を確保します。
- ▼学校安全マップを活用し、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取組を推進します。



⑨主体的に行動できる児童生徒の育成をめざす防災教育の推進

- ▼非常時においては「自分の身は自分で守る」という防災教育を重視し、災害時に主体的に行動できる児童生徒を育成します。
- ▼台風や洪水、地震などの自然災害に対し、組織として迅速に対応できるよう、各学校における防災マニュアルを充実します。



⑩「学校適正規模の基本的な方針」の運用

- ▼策定した「東松山市立小・中学校適正規模の基本的な方針」に基づき、児童生徒数の推移を見定め、適正な規模を維持できない学校については、地域性を考慮しながら再編整備を進めます。

施策 (2) 学校給食の充実

現状と課題

子供たちの朝食欠食・極端な偏食などの食生活の乱れや、肥満・痩身傾向などが問題となっています。

学校給食を通じて児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、食に対する理解や関心を高めるための「生きた教材」として、引き続き安心して安全な学校給食を提供していくことが重要です。

施策の方向性

- 成長期にある子供たちにとって、食生活の大切な一部である学校給食に使用する食材の安全性確保に取り組みます。
- 地場産物の使用割合の向上と合わせ、食事についての正しい理解や、望ましい食習慣の形成のための食育活動を推進します。



栄養教諭による食育授業

主な取組

①安心・安全な学校給食の提供

- ▼衛生管理を徹底し、調理環境の整備を進めます。
- ▼学校給食従事者の健康管理を徹底するとともに、研修などを通し衛生管理意識のさらなる向上に取り組みます。
- ▼給食使用食材の産地を確認し、ホームページで公表します。

②地場産物活用の推進

- ▼地場産物の供給拡充のため、地元生産者をはじめ関係機関と連携強化を進めます。
- ▼彩の国ふるさと学校給食月間などに郷土料理を取り入れ、食をはじめとする地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることにより、地域への愛着を形成します。

指 標 名	学校給食に使用した東松山市産の食材の割合				
説 明	学校給食センターで調理した品目において、材料として使用した農産物（野菜類）に占める東松山市産の重量割合				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
31.3%	31.5%	32.0%	32.5%	33.0%	33.5%

③栄養教諭による授業や試食会等を通じた食育の推進

- ▼学校給食を「生きた教材」として活用できるよう、行事食、食育の日（世界の料理等）、食育月間、全国学校給食週間等で目的をもった献立を取り入れるなど、献立を工夫します。
- ▼給食の時間や授業、試食会などを通じて、児童生徒及び保護者に「食」の大切さを分かりやすく指導します。



施策 (1) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

現状と課題

家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなか、教育に対する地域住民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域・関係機関が連携して教育に取り組む必要があります。

学校・家庭・地域が一体となって取り組む「学校応援団」や、地域住民の参画を得て取り組む「放課後子ども教室」など「地域学校協働活動」の充実を図ることが重要です。

施策の方向性

- 「学校応援団」の活動の充実を図るとともに、放課後や週末などの子供たちの居場所づくりを推進します。
- 青少年の健全育成のための取組や、青少年団体などの活動支援を進めます。
- 子育てに関する支援を充実させ、子育て世代の負担軽減に取り組めます。



主な取組

①「学校応援団」活動の充実

- ▼学校における学習活動や学習環境の整備、校内外の安全確保などのボランティアとして、保護者や地域住民に協力していただく「学校応援団」活動を充実させます。
- ▼「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」（学校応援団活動等）の一体的な実施を目指します。

指 標 名	学校応援団活動日数				
説 明	小学校 11校・中学校 5校の学校応援団活動日数（のべ）の合計				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3,163日	3,193日	3,208日	3,223日	3,238日	3,253日

②PTA活動の活性化の推進

- ▼子供の成長や安全を市全体で支えられるよう、学校・家庭・地域が連携して、地域における教育環境の改善・充実に取り組みます。
- ▼保護者一人一人が家庭教育の役割と大切さについて理解を深められるように、PTA主催の研修会等を支援します。

③放課後子ども教室事業の推進

- ▼放課後の子供の居場所づくりの一環として、地域のボランティアなどの協力を得て、子供たちに遊びや学習の場を提供している放課後子ども教室について、学校との連携を図りながらより一層の充実を目指します。

④放課後児童クラブの充実

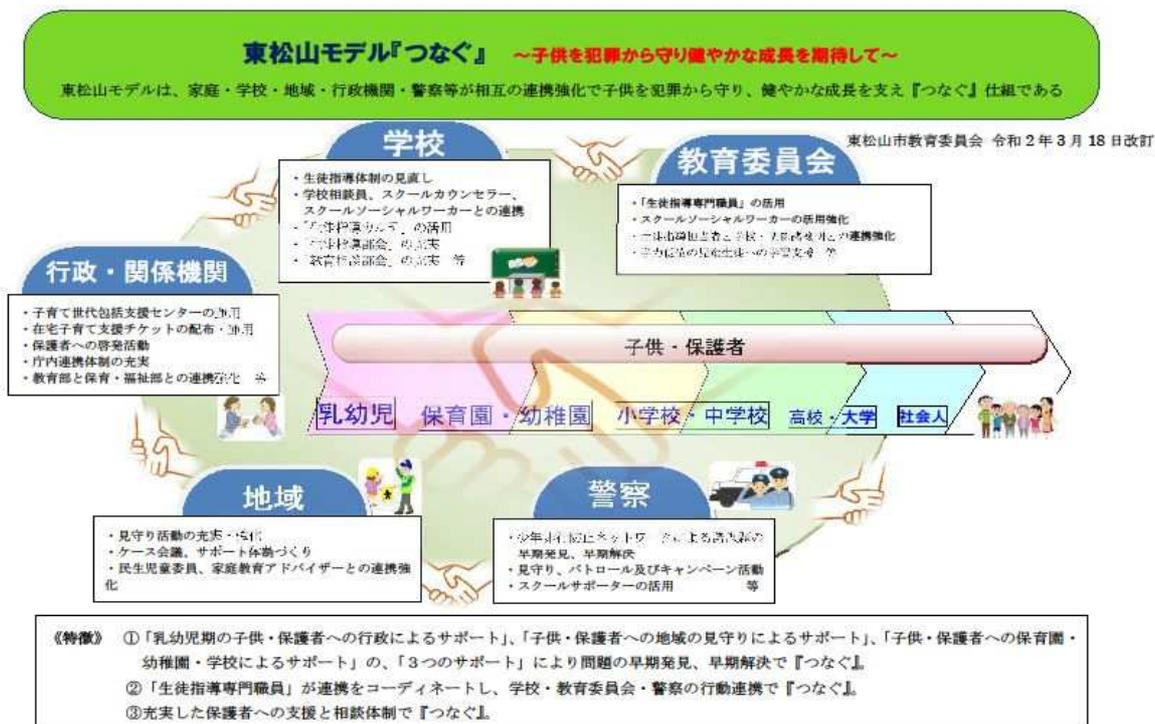
- ▼親が共働きである世帯などの児童を対象に、放課後児童クラブを活用し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成に取り組みます。

⑤要保護児童対策の充実

- ▼東松山市要保護児童対策地域協議会の関係機関等における連携強化を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。
- ▼子供とその家庭、及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や総合的かつ継続的支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を実施します。

⑥青少年健全育成事業の推進

- ▼東松山モデル「つなぐ」の仕組みの実践や、地域との関係機関と連携した青少年非行防止啓発活動、各小・中学校での非行防止教室などを通じ、青少年の非行などの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ▼関係機関と連携し、インターネットの適切な利用に関する啓発等を子供と保護者を対象に実施し、青少年の犯罪被害やトラブルの防止に取り組みます。



⑦虐待予防事業の推進

- ▼子育てに悩む保護者などを対象に、体験型の「どならない！子育て練習講座」を開催し、育児の負担軽減や児童虐待の予防に取り組みます。
- ▼家庭児童相談室における取組について、広報紙やホームページなどによる周知を図り、児童虐待を含む様々な児童相談への対応を充実します。

⑧子育てコンシェルジュによる切れ目のない支援の推進

- ▼妊娠・出産・保育・教育・子育て支援サービスの相談に広く対応する「子育てコンシェルジュ」を配置し、多様化するニーズにきめ細かに対応し、切れ目のない支援を行います。



子育てコンシェルジュによる相談支援

⑨家庭・地域社会・関係機関との連携強化

- ▼地域の自治会やボランティア団体などによる、登下校時の安全指導や見守り活動に対する支援を継続し、地域住民と学校との連携強化を進めます。
- ▼地域の大学や企業、団体その他の関係機関と連携して「子ども大学ひがしまつやま」の開催など、学校以外での学びの場を提供します。



子ども大学での授業風景（金属工作）

施策 (2) 家庭教育支援体制の充実

現状と課題

少子高齢化や核家族化により、子供たちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化している中で、家庭では、子育てについての情報の不足を感じたり、悩みや不安を抱えたりする状況が見られます。

家庭には、子供たちの基本的な生活習慣や倫理観などをしっかりと培う役割が求められており、家庭の教育力の向上が課題となっています。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めるための、家庭教育に関する啓発活動を行っていく必要があります。

施策の方向性

- 学校と家庭の役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力して家庭教育を進めていく体制を確立します。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てや家庭教育に対し積極的な支援を行っていきます。



主な取組

①地域子育て支援拠点の活用促進

- ▼子育て支援センター「ソーレ」「マーレ」を中心とした市内5カ所の地域子育て支援拠点において、親子の交流の場の提供をはじめ、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを実施し、機能の充実に取り組めます。
- ▼子育てに悩む保護者の不安等を緩和するため、家庭での取組事例や子育てを楽しむための工夫等を紹介する機会の充実に取り組めます。



②「親の学習」の推進

- ▼県の進める「親の学習」プログラムと連動し、中学生を対象に「親になるための学習」を推進します。
- ▼「埼玉県家庭教育アドバイザー」を要請し、保護者を対象とした「親として育ち、力をつけるための学習」の実施を支援します。

③家庭と連携した「ノーゲームデー」の推奨

- ▼毎月第2・第4水曜日を、ゲームやスマートフォンの使用を控え、家族との語らいや読書などを大切にする「ノーゲームデー」と定め、家庭への啓発を行います。
- ▼学校では、児童生徒の発達段階に応じて、適切な量と内容の宿題を用意して「ノーゲームデー」との相乗効果による学力の向上を目指します。

指 標 名	ノーゲームデーの実践割合				
説 明	小・中学生を対象に実施したアンケートにおいて、ノーゲームデーの趣旨に沿った行動を心掛けたと回答した児童生徒の割合				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
81.9%	85.0%	86.5%	88.0%	89.5%	91.0%

「ノーゲームデー」啓発用ポスター



④家庭と連携した「宿題・手伝い・明日の準備」の徹底

- ▼小・中学校全ての教室に掲示している「東松山市の子どもたちはこれができる（3つの標語）」の1つに「宿題・手伝い・明日の準備」を掲げ、児童生徒の意識を高めます。
- ▼家庭と十分な連携を図りながら「宿題・手伝い・明日の準備」の徹底を図り、家庭の教育力の向上を後押しします。

⑤家庭と連携した「東松山版家庭学習のすすめ」の普及啓発

- ▼「東松山版家庭学習のすすめ」の普及啓発を進め、子供たちの家庭学習の時間確保につなげていきます。
- ▼家庭学習の習慣を身に付けさせることにより、児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着を進めます。

「東松山版家庭学習のすすめ」より 家庭学習チェックシート

3 家庭学習チェックシート

- 決まった時刻に学習しています。
- 計画表を作って取り組んでいます。
- 目標を決めて取り組んでいます。
- 落ち着ける場所で学習しています。
- テレビや音楽は消しています。
- 机の上は整頓してあります。
- 正しい姿勢で座って学習しています。
- 体全体を使って学習しています。
(書く・聞く・読む 目・耳・口・手を使う)
- わからないときは、教科書を見たり、調べたいしています。
- 短い時間でも、毎日学習をしています。



いくつチェック
できたかな？

全部チェックが
できるように
頑張りましょう！

さあ、今日から始めましょう！

施策 (3) 地域の教育力の向上

現状と課題

地域には、学校を支えることができる多彩な人材が暮らしていますが、学校との関わり方がわからない等の理由で、貴重な人材が十分に生かされていないという声も聞かれます。

子供たちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけることが重要です。

学校現場ではどのような人材を求めているのか、学校の情報を積極的に地域へ発信していく姿勢が求められています。

施策の方向性

- 子供たちの学習支援や部活動指導などに、地域のボランティアが参加しやすい仕組みを確立します。
- 学校の情報を積極的に地域に発信し、学校現場におけるニーズと地域の人材とのマッチングを進めます。



地域住民による登下校の見守り活動

主な取組

①地域学校協働活動（学校応援団活動等）の推進

- ▼学校と地域の関係を連携・協働に発展させるため、学校応援団やPTAなど今までの活動を踏まえ「社会に開かれた学校」づくりを推進します。
- ▼地域住民の学校教育への主体的な参画により、学校・地域の新たな関係を通した学びを充実させます。
- ▼「社会に開かれた学校」づくりの円滑な実施のため、より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画する緩やかなネットワークの整備を支援します。

②保護者・地域社会との連携強化

- ▼彩の国教育の日や教育週間などの機会をとらえて、教育に対する保護者や地域の理解を深めるための取組を行い、地域住民が学校運営に参加しやすい環境を整えます。
- ▼学校だよりや学校ホームページなどの手段を活用して、教育活動の様子や学校の取組を積極的に家庭や地域に発信し、地域社会との連携強化につなげます。

指 標 名	学校の情報を家庭・地域に発信する回数				
説 明	小・中学校ホームページの更新平均回数				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
35回	45回	50回	55回	60回	65回

令和元年05月24日 5月後半の教育活動

国通信陸上競技大会比企地区予選会 5月15日(水)

走り幅跳び1位、女子1年100M1位、女子砲丸投げ3位、女子走り高跳び4位(市内1位)の4名が県大会出場を決めました。
また、女子総合は4位という好成績をおさめました。



学校ホームページ

生徒総会 5月16日(木)

議長・副議長の進行の下、活発な話し合いが行われました。



施策 (1) 社会教育の充実と自主的な学習の推進

現状と課題

多くの市民は、自己の個性や能力を伸ばし充実した人生を送るため、多様な学習の機会を求めています。

一人一人が生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において主体的・自発的に学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が望まれます。

施策の方向性

- 「学び合い共に支える生涯学習社会」を目指し、市民のニーズに応える質の高い学習機会を提供するなど、生涯にわたる学びを支援する取組を推進します。
- 学んだ成果を生かす仕組みづくりなど、学びの成果の活用を支援します。

主な取組

①生涯学習推進体制の整備・充実

- ▼市の社会教育の方向性を明確化するために「第2次社会教育推進計画」を策定し、質の高い学習機会を提供します。
- ▼市民の多様なニーズに対応できる体制を整備し、生涯の各期に応じた学習活動の充実に取り組みます。

②社会教育講座の充実

- ▼急速に変化する社会の動きと市民のニーズを捉え、様々な分野においてオンライン等も活用し、バランスのよい社会教育講座を開催します。
- ▼市の施設を有効活用し、地域的特質を生かした多様で質の高い学習機会を提供します。
- ▼高齢者が健康を維持するための一助として、社会教育講座を開催し、参加者自身の社会とのつながりを創出します。

指 標 名	社会教育講座参加者数				
説 明	社会教育施設を利用した社会教育講座参加者数の合計				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
543人	600人	625人	650人	675人	700人

③生涯学習のためのきらめき出前講座の充実

- ▼市民が、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、きらめき出前講座の内容の充実に取り組みます。
- ▼きらめき市民大学で学んだ学生を講師とした講座を数多く開催することにより、きらめき市民大学での学習成果を市民に還元し、出前講座と市民大学双方の事業効果を高めます。

④きらめき市民大学の充実

- ▼大学教授や各分野の専門家、元教員などをきらめき市民大学の講師として招き、カリキュラムの充実に取り組みます。
- ▼学園祭・スポーツ大会などの自治会活動や、クラブ活動など、カリキュラム以外の活動も積極的に展開します。

きらめき市民大学 太極拳クラブ



⑤人権教育の推進

- ▼生涯学習の視点に立って、学校、家庭及び地域社会において、相互に連携を図り、市民一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け取組ができるような人権教育を推進します。

施策 (2) 図書館の充実

現状と課題

東松山市では、市立図書館と高坂図書館のほか、平野市民活動センター内に「なしの花図書室」を開設し、図書・雑誌、視聴覚資料など、年間約70万点の貸出しを行っています。

今後の図書館は、これまで培ってきた実績を生かし、地域の情報拠点として、責任ある資料収集や提供を継続しながら、子育て・教育・健康など、生活の中の身近な課題の解決につながる情報の提供や、次代を担う子供たちの読書活動の推進など、図書館サービスのさらなる充実に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 利用者のニーズや地域の状況などに柔軟かつ的確に対応するため、図書館協議会等の意見を伺いながら、多角的な図書館運営を目指します。
- 地域の情報拠点として、また、人々の交流の場として、それぞれの目的に応じた利用ができるよう、資料や講座等の充実に取り組みます。
- 学校やボランティア等と連携しながら、子供の読書活動をより一層推進します。



主な取組

①図書館機能の整備

- ▼生涯にわたる学習の場としての図書館の役割を踏まえ、全ての市民の知的要求に的確に応え、多くの市民が来館しやすい魅力ある事業を展開します。
- ▼窓口等の業務において、専門性を備えた司書を配置します。
- ▼施設の老朽化への対応として、空調機器等の更新をはじめ、計画的な整備を行います。

指 標 名	1日あたりの来館者数				
説 明	東松山市立図書館・高坂図書館・なしの花図書室を利用したそれぞれの延べ人数を各開館日数で除した合計				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1,253人	1,200人	1,225人	1,250人	1,275人	1,300人



②資料や講座等の充実

- ▼幅広い市民ニーズを捉えた資料を収集するとともに、生活の中の身近な課題解決につながる資料や東松山市の行政資料・地域資料についても積極的に収集します。
- ▼図書館資料を軸とした市民の自主的な学習を行う場として、講座や講演会等の充実に取り組みます。

指標名	1日あたりの平均貸出点数				
説明	東松山市立図書館・高坂図書館・なしの花図書室において、図書や雑誌、視聴覚資料の年間貸し出し点数を開館日数で除した合計				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1,968点	2,000点	2,000点	2,000点	2,000点	2,000点



かがく教室（市立図書館）



③レファレンスサービスの充実

- ▼データベースの利用など、機能性に富んだツールを活用し、レファレンスサービスの充実に取り組みます。
- ▼インターネット等による情報環境を整備し、市民が必要な情報を効率的に活用できるよう支援します。

④子供の読書活動や調べ学習支援の拡充

- ▼家庭・地域・学校が一体となり、地域の実情を踏まえた「東松山市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供たちの読書活動が一層活発になるよう取り組みます。
- ▼図書館を使いながら情報を活用する力を身に付けられるよう、調べ学習の支援をします。
- ▼読書離れが進みがちな中・高校生向けの図書の選定・収集を行い、ティーンズコーナーの充実に取り組みます。



⑤子育て世代支援事業の充実

- ▼子育て中でも気兼ねなく、快適に図書館を利用できるよう、乳幼児向け絵本や育児に関する図書や雑誌を集めた「子育て支援コーナー」の充実に取り組みます。
- ▼子育て中の保護者の図書館利用の促進を図るため、図書館利用者向けの託児サービスを継続します。



施策 (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

現状と課題

スポーツは、体力の向上やストレスの発散のほか、達成感や連帯感など精神的な充足をもたらします。

市民を対象に行ったアンケート調査において「過去1年間にスポーツやレクリエーション活動を平均してどのくらい行ったか」の問いに対して「ほぼ毎日」「週に2～3回」「週に1回」を合わせた“習慣的に運動を行っている”市民の割合は54.4%で「行わなかった」とした市民の割合は19.2%で、習慣的に体を動かしている市民が多いことが分かりました。

その一方で、習慣的に運動する人としらない人の二極化が進んでいるという課題もあります。

それぞれのライフステージに応じ、継続してスポーツ活動を行えるよう、また、スポーツを好きになってもらえるように取り組むことが重要です。

施策の方向性

- 健康な体や心を培うとともに、公正さやルール・マナーを学び、人間形成に大きな役割を果たす、子供のスポーツ活動を推進します。
- 心身のストレス解消や健康の維持増進、仲間づくりや地域社会との関わりなどにつながる、成人のスポーツ活動の充実に取り組みます。
- 比較的時間の余裕ができる高齢期を心身ともに健康でいきいきと過ごせるように、高齢者のスポーツ活動やレクリエーション活動を支援します。



主な取組

① スポーツ教室やスポーツ講演会の開催

- ▼スポーツ団体と協力して、学校や部活動では経験できないスポーツやレクリエーションを中心としたジュニアスポーツ教室を開催します。
- ▼スポーツやレクリエーションの楽しさを感じられるように、親子や家族で参加できるスポーツイベントを開催します。

指 標 名	スポーツ教室・スポーツ講演会の開催件数				
説 明	東松山市スポーツ協会や東松山市レクリエーション協会などの関係団体の協力により開催した、スポーツ教室・スポーツ講演会の件数				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
13件	13件	15件	15件	16件	16件



② スポーツ少年団等の活動支援

- ▼スポーツ少年団やスポーツクラブの活動が更に充実するように、指導者育成や施設利用など必要な支援を行います。

③ 学校体育施設開放事業の推進

- ▼地域住民を対象にスポーツ活動への参加を促進し、市民の体力づくり、健康の増進を目的として、学校教育に支障のない範囲で市立小・中学校の体育施設を開放しています。

④ 子育て世代への運動機会の提供

- ▼仕事や家事、子育てなどに忙しく、スポーツから遠ざかっている子育て世代に向けて、子供と一緒に楽しみながら参加できる教室などを開催し、運動習慣づくりにつなげます。

施策（２） ウォーキングの推進と 日本スリーデーマーチの充実

現状と課題

東松山市では、身近で手軽にできるウォーキングを市民スポーツとして位置付け、地域や学校、企業、団体と協力しながらウォーキングのまちづくりを推進しています。

ウォーキングのまち東松山を象徴する「日本スリーデーマーチ」は、世界各国から参加者が集う国際ウォーキング大会で、参加者がそれぞれの体力にあわせて距離やコースを選択できることから、子供からお年寄りまで無理なく参加できるイベントとして定着しています。

今後も日本スリーデーマーチが、毎年参加したくなる大会であり続けるためには、さらに内容を充実させることが重要です。

施策の方向性

- 市民一人一人が健康で心豊かに暮らすことができる健康長寿のまちを目指し、市民スポーツとしてウォーキングを推進します。
- 家事や仕事をしながら室内を歩いたり、エレベーターやエスカレーターに乗らず階段を使用したり、また、通勤時にひと駅手前で降りて歩いたり、日常的に「歩く」ことを意識する「ライフスタイルウォーキング」を推進します。



ウォーキングを楽しむウォーカー

主な取組

①ウォーキングセンターの機能強化

- ▼毎月行っているウォーキングセンターの各種ウォーキングイベントの情報を市のホームページや広報紙で発信し、ウォーキングの魅力を積極的にPRします。
- ▼月例市民ウォーキングを実施している各市民活動センターと連携し、それぞれの事業参加者の増加に取り組むとともに、若い世代や親子での参加を促します。

指 標 名	ウォーキングイベントへの年間参加者数				
説 明	ウォーキングセンター主催のウォーキングイベントや、市内7か所の市民活動センターが実施する月例市民ウォーキングへの参加者の延べ人数				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
6,028人	6,200人	6,400人	6,600人	6,800人	7,000人



②ライフスタイルウォーキングの推進

- ▼日常生活において「歩く」ことを意識してもらうため「プラス1000歩運動」や「毎日1万歩運動」を継続します。また、正しい歩き方や疲れにくい歩き方などを指導するウォーキング教室を開催します。

③歩いて育む「歩育」の推進

- ▼「歩く」ことは人間の基本動作であり、幼児期にこそしっかり身に付けることが必要で、運動能力や社会性の獲得により影響を及ぼし、健全な心身を育むための有効な手段とされています。保育部門との連携により「歩育」事業を推進します。

④ウォーキングコースの整備・充実

- ▼ウォーキングコース「ふるさと自然のみち」に設置された道標の点検を行い、交換が必要な道標は再整備を進めます。
- ▼関係機関と連携し、歩行空間の整備、新たなコースの設定並びにコースマップの充実に取り組みます。

「ふるさと自然のみち」コース略図



⑤国内最大の国際ウォーキング大会「日本スリーデーマーチ」の充実

▼子供からお年寄りまで、誰もが日本各地・世界各国のウォーカーとの出会いとふれあいを楽しみながら歩けるよう、地域・企業・関係団体・ボランティア等のご協力をいただき「おもてなしの心」で日本スリーデーマーチの大会運営に取り組みます。



施策 (3) スポーツを楽しむ環境づくりの推進

現状と課題

市民が生涯にわたりスポーツを楽しむためには、市民が主体的にスポーツ活動を行えるような環境整備が大切です。

体育施設については、今後、老朽化に伴う維持補修が必要となるため、計画的な予防保全による長寿命化を進めるとともに維持管理にかかる費用や業務内容を分析することで、現在の施設を有効に利用していくことが必要です。

また、市民がそれぞれの年代や関心、適性などに応じてスポーツに親しむためには、スポーツの指導や普及のために活動する人材の育成や、スポーツの楽しさを発信していくことも必要です。

施策の方向性

- スポーツ推進委員やスポーツ指導者協議会等の団体と連携して、スポーツ指導者の育成を進めます。
- 東松山市スポーツ協会や東松山市レクリエーション協会、東松山市スポーツ少年団本部などの活動支援を通じて、市民の生涯スポーツ活動を推進します。
- 既存のスポーツ施設や学校体育施設を有効活用し、計画的な維持管理を行うことで、市民のスポーツ活動を支援します。



主な取組

①スポーツ指導者の育成と活用

- ▼スポーツ指導者の資質向上を図るため、東松山市スポーツ指導者協議会が開催するスポーツ指導者研修会を支援します。
- ▼市民やスポーツ団体などが必要な指導者を探せるように、市や東松山市スポーツ協会のホームページを活用して地域のスポーツ指導者情報を発信します。

指 標 名	スポーツ指導者研修会参加者数				
説 明	東松山市スポーツ指導者協議会が開催した、スポーツ指導者研修会へ参加した延べ人数				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
104人	120人	140人	160人	180人	200人

②スポーツ団体の活動支援

- ▼市民の主体的なスポーツ活動が活発に行われるように、東松山市スポーツ協会をはじめとする各スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

③スポーツ施設設備の維持管理

- ▼全ての市民が安全・安心に利用できる施設であるために、必要な改修や修繕を計画的に実施します。

④スポーツ情報の発信強化

- ▼市やスポーツ団体などが行う大会や教室などのイベント情報を、広報紙やホームページ、メール配信サービス等を利用して積極的に発信します。
- ▼スポーツ施設情報やスポーツ指導者情報など、市民が必要としている情報を、ホームページに分かりやすく掲載します。

施策 (1) 文化・芸術活動の促進

現状と課題

文化や芸術は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会全体を活性化させ魅力ある社会づくりを推進する力にもなります。

物質的な豊かさに加えて、心の豊かさを求める意識の変化を背景として、文化・芸術活動への参加に対する関心が高まっており、今後は幅広い市民に活動を広げていくことが求められています。

施策の方向性

- 市民の自主的な文化・芸術活動を支援し、活動発表の機会拡充を進めます。
- 子供たちをはじめ、若い世代が文化・芸術に触れる機会を充実させることを通じて、豊かな心や感性、創造性を育む教育を推進します。

主な取組

- ①「高坂彫刻プロムナード」を起点とした文化・芸術活動の推進
 - ▼彫刻家高田博厚を顕彰し、遺族より寄贈された作品を通じて市民が文化・芸術に触れる機会を提供します。
 - ▼「高坂彫刻プロムナード」を市の内外へPRし、文化・芸術を通して心豊かな活力ある社会づくりに貢献します。



②「小・中学校芸術鑑賞事業」の推進

- ▼子供たちの豊かな感性・創造性を育むため、公益財団法人東松山文化まちづくり公社の協力により、児童生徒に直接、質の高い文化や芸術に触れる機会を提供します。



③「東松山市文化祭」への支援

- ▼東松山市文化団体協議会主催の「東松山市文化祭」への参加団体を支援し、幅広い市民による文化・芸術活動を促進します。
- ▼「東松山市文化祭」の広報活動等に協力し、参加者及び来場者数の増加を目指します。

指 標 名	東松山市文化祭参加者数				
説 明	毎年9月から1月にかけて約20団体が開催する発表会や大会などの総称である「東松山市文化祭」への参加者数の合計				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5,623人	5,700人	5,850人	6,000人	6,150人	6,300人

施策 (2) 文化・芸術団体との協働と活動支援

現状と課題

市内では様々な団体が主体的に文化・芸術活動を展開しており、多くの市民が自己表現の手段として文化・芸術に親しんでいます。

新たに活動を始めようとする市民に対して、必要な情報を的確に発信していくためにも、現在活動を続けている団体との協働体制を確立し、さらなる連携を図っていくことが重要になっています。

施策の方向性

- 東松山市文化団体協議会や公益財団法人東松山文化まちづくり公社などの関係団体との情報共有を図り、文化・芸術活動に関する情報発信を推進します。
- 自発的なサークル活動等への支援を通じて、文化・芸術活動の新たな担い手の誕生を促します。

比企交響楽団定期演奏会



主な取組

①東松山市文化団体協議会との協働

- ▼東松山市文化団体協議会発行の「文協だより」を全戸配布することで、会の活動内容を広く市民に発信します。
- ▼文化・芸術が、市民の身近なものとなるよう、東松山市文化団体協議会の加盟団体と協働して市民への情報の提供に取り組みます。

②サークル活動への支援

- ▼文化・芸術活動を行う団体等が開催する発表会や展覧会などの後援を通じ、サークルの広報活動を支援します。
- ▼東松山市文化団体協議会への新規加盟を希望する団体の加盟を促進し、事業の実施を支援します。

指 標 名	教育委員会による後援事業の件数				
説 明	文化・芸術活動などを行う団体が主催する事業に対して、教育委員会 が後援を行った件数				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
134件	136件	138件	140件	142件	144件

施策 (1) 文化財の保護と継承

現状と課題

東松山市には国指定史跡「大谷瓦窯跡」県指定史跡「将軍塚古墳」や「青鳥城跡」などの史跡や県指定無形民俗文化財「金谷の餅つき踊り」などの民俗文化財、市指定文化財「三角縁陳氏作四神二獣鏡」や「雷電山古墳出土埴輪」などの有形文化財等、貴重な文化財が数多く所在します。東松山市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財を保護し、未来の東松山市に継承していくことが必要です。

施策の方向性

- 地域に根差した文化財の保存のために必要な調査・研究を行います。
- 文化財の適切な管理や計画的な整備を行い、保護と継承に取り組みます。



民俗芸能祭



主な取組

①文化財の調査・研究の実施

- ▼文化財の正確な情報を得るための調査・研究を実施します。
- ▼文化財保存のために必要な調査・研究を実施します。

②文化財の保存・管理の充実

- ▼指定文化財の現状把握に努め、適正な保存管理を行います。
- ▼指定史跡の除草刈り等、適切な管理に取り組みます。

指 標 名	指定文化財パトロールの実施率				
説 明	指定文化財の現状把握のために行う文化財パトロールを実施した割合				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
80%	80%	85%	90%	95%	100%

③文化財の継承への支援

- ▼指定文化財を後世に伝えるため、文化財の所有者・管理者に適切な助言・助成を行います。
- ▼伝統文化の継承に不可欠な後継者の育成活動を支援します。
- ▼東松山市民俗芸能保存連絡協議会との連携を深め、協議会の活動を支援します。



施策 (2) 文化財の啓発と活用

現状と課題

これまで、三角縁神獣鏡や將軍塚古墳など注目度の高い事物に関しては専門的な知見に基づく解析に取り組んできました。文化財への理解と関心を深めるために、このような取組を続けていくことが重要であり、同時に若い世代には文化財を身近に感じる機会を充実させる必要があります。市民一人一人の文化財保護意識のさらなる高揚を図り、市民と協働で文化財を守る体制を確立するために、市民のニーズに合わせた多角的な情報発信が必要です。

施策の方向性

○文化財に関する情報を公開・発信し、市民の地域への興味や関心、郷土への愛着心を高め、地域ぐるみの保護体制の構築を目指します。



ミニ三角縁神獣鏡鑄造体験

「ほるたま展 2018 土の中から顔だした」
ピオニウォーク東松山にて



主な取組

①文化財の情報発信の強化

- ▼多くの市民が目にするホームページや広報紙を使って文化財の情報を発信します。
- ▼指定文化財の解説版や標柱を設置し、文化財の情報提供に取り組みます。



②文化財に親しむ機会の創出

- ▼調査研究成果を活用した展示や講座、現地見学会等を通し、文化財を身近に感じる機会の創出に取り組みます。
- ▼歴史への理解を深めるため、出土文化財等の活用を継続します。

指標名	文化財調査研究成果の公開回数				
説明	文化財についての調査研究の成果を公開した回数				
現況値	目標までの道標				目標値
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
15回	11回	12回	13回	14回	15回

③学校教育や社会教育の事業との連携

- ▼小・中学校への出前講座を実施します。
- ▼きらめき市民大学等への文化財講座を実施します。



読書 まっくん・あゆみん
(東松山市マスコットキャラクター)

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

I 社会全体で取り組むための連携・協力

学校・家庭・地域の役割

教育の振興を図るためには、学校だけではなく、家庭や地域の住民、大学、企業など様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

◇学校では

学校は、子供たちの教育を中心的に担っており、この計画を実効性あるものとしていく上でも、学校における取組が何よりも重要です。

学校では、この計画の基本理念を共有するとともに、家庭や地域を含めた社会全体と協力しながら、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、主体的に教育施策に取り組めます。

◇家庭では

家庭は全ての教育の出発点であり、各家庭が子供の教育に対して第一義的な責任を有することは、教育基本法に明記されています。

各家庭がその役割をしっかりと自覚し、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育てていかななくてはなりません。

そのためには、学校と家庭が役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力していくことが重要です。

◇地域では

子供たちは、地域での日常的なふれあいや様々な体験を通して、温かく育まれるとともに、社会性も身に付けることができます。

社会に開かれた学校づくりを推進していくため、地域と学校との関係を、地域による学校の支援から、地域と学校の双方向からの連携・協働へと発展させていくことが重要です。

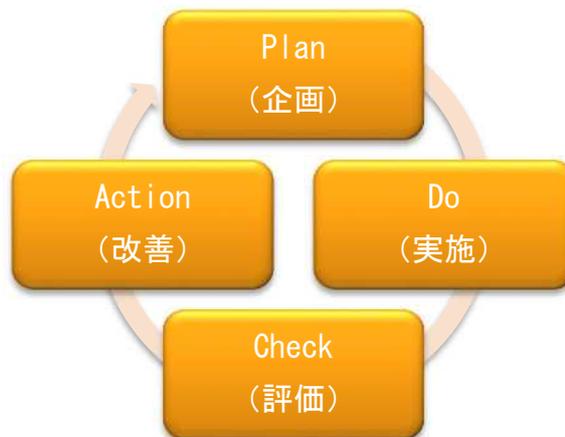
Ⅱ 計画の進行管理

政策評価の実施

第2期東松山市教育振興基本計画に掲げた施策を進めるにあたっては、企画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)というマネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要であると考えます。

この計画では、施策ごとにいくつかの評価指標を設定し、計画の進捗状況や目標の達成度合いをはかることとしています。

教育委員会では、この計画の進行管理とあわせて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、年度ごとに教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施し、結果を公表します。



各年度における重点施策の策定

第2期東松山市教育振興基本計画は、令和3年度からの5年間に取り組むべき教育施策を体系的に明らかにしたものです。

この計画を着実に実現していくためには、各年度において、効果的に事業を展開していくことが必要です。

教育委員会では、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「東松山市教育行政の重点」を毎年度策定し、この計画を着実に遂行します。



書道 まっくん・あゆみん
(東松山市マスコットキャラクター)

資料

用語解説

本編中、赤色の波下線 (~~~~~) を付した用語について、解説しています。

行	用語	説明	掲載ページ
アルファベット	A I	Artificial Intelligence の略。 人工知能のこと。	6
	A L T	Assistant Language Teacherの略で、外国語の授業における補助教員。外国語指導助手と訳される。	35・38・57
	E d T e c h	教育分野における、A I ・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。	6
	I C T	Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する科学技術の総称。	6・34・49
	O E C D (経済協力開発機構)	国際経済全般について協議することを目的とした国際機関。	32
	P I S A 調査 (国際学習到達度調査)	義務教育修了段階(15歳)において、これまでに身に付けてきた知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを測る。	32
	S T E M 教育	科学(Science)・技術(Technology) 工学(Engineering)・数学(Mathematics) の頭文字を取った理工系教育の総称。	6
あ行	アナフィラキシー	ハチ毒や食物、薬物などが原因で起こる、急性のアレルギー反応のひとつ。	58・60
	いじめゼロ五箇条	いじめのないクラスを目指し、東松山市学校教育推進委員会が定めた五条からなる標語。	54
	いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法の趣旨を実現するために平成26年に定めた基本方針。地方公共団体としての方針を定めた「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針」と、各学校名で定めた基本方針とがある。	54
	いじめ防止プログラム	「いじめゼロ」を目指し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組めるよう平成25年に東松山市教育委員会が作成したプログラム。	54
	インクルーシブ教育システム	障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。	44

行	用語	説明	掲載ページ
	青鳥城跡	埼玉県指定史跡。築城は、早くても平安末期頃、豪族の館として本郭の部分が作られたと考えられ、現在見られる城跡は、戦国期に完成したと言われている。小田原北条氏の時代にはすでに廃城となっていたと考えられるが、豊臣秀吉の小田原征伐の際は、松山城の出城として利用されたようである。最後の城主は、松山城主上田朝直の家臣、山田伊賀守直安と伝えられている。	92
	大谷瓦窯跡	国指定史跡。大谷に所在する7世紀後半の瓦窯跡。丘陵の斜面を利用した半地下式有段登窯で、天井部は失われたが、焚口部・煙出し部をそなえており、総長約7.75m、幅中央部にて約1.10mのかなり大きい挟長の形式をなしている。この頃の瓦は寺院建立のために焼かれており、畿内の寺院造営活動が地方豪族にも広がってきたことを示す重要な遺跡である。	92
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる講習会などの総称。子供たちに向けた「親になるための学習」と、保護者向けの「親が親として育ち、力をつけるための学習」からなる。	69
か 行	「科学大好きキッズ」育成事業	子供たちの科学への関心を高めるために、小学5年生を対象に実施している理科教育振興事業。日本科学未来館を訪問し、梶田隆章先生の研究に関する展示等の見学を行っている。	35
	学力・学習状況調査	児童生徒が学習内容をどの程度身に付けているか、学習に対する興味や関心などの状況を調べるための調査。全国調査と埼玉県の調査の2つがある。	8・32・33
	学校運営協議会（制度）	保護者や地域住民が一定の責任を持って主体的に学校運営に参画する仕組み。	11・51
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織。	11・60 64・65
	学校支援員	児童生徒の生活や学習への支援、学校の教育活動全体のサポートを行うために配置された職員。	51
	学校自己評価	各学校が教育活動や学校運営の状況について、自ら評価し、その結果を公表する仕組み。	51
	学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学級数に応じて文部科学省が定めた蔵書数。	59
	家庭児童相談室	家庭児童相談員が、しつけ、子育ての不安や悩み、児童虐待など、18歳未満の子供と家庭の問題についての相談に応じている相談室。	66

行	用語	説明	掲載ページ
	金谷の餅つき踊り	埼玉県指定無形民俗文化財。餅をつく所作に、歌や曲芸のようなつき方が加わって芸能の域にまで高まったもの。坂上田村麻呂が岩殿山に住む悪竜を退治した際、喜んだ村人が、踊りながら餅をついてもてなしたのがはじまりとされている。「しっかりと定まった型をもつ」ことが最大の特徴である。毎年11月23日に氷川神社（旧・金谷地区の鎮守）の境内にて、五穀豊穡を祈念し、奉納されている。	92
	考え、議論する	道徳科における「主体的に自分との関わりで考え、多様な感じ方、考え方と出合い交流することを通して、自分の感じ方、考え方を明確にする」という学習・指導改善の視点。	41
	感染症	人や動物を通じて、ウイルスや細菌が体の中に侵入して増殖し、発熱や下痢などの症状が出ること。	42
	危険ドラッグ	かつて「脱法ドラッグ」と呼ばれていた、違法薬物に似た成分をもつ有害薬物等の総称。	42
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てることを通じて、自己の役割を果たしながら自分らしい生き方の実現を促す教育。	36・38
	教育週間	「文化の日」を中心として、教育に関する諸行事を全国的に実施することによって、教育に関する理解と関心を深め、教育の充実振興を図ることなどを目的に設けられた、11月1日から7日までの期間。	73
	教科横断的	教科等間の内容事項について、相互の関連付けや横断を図ること。	34
	教材整備指針	学校あたり、学年あたり、学級あたりの整備の目安を、教材ごとに例示した文部科学省の指針。	59
	きらめき市民大学	地域における生涯学習の推進を図り、市民の生涯学習活動を体系的・継続的に支援するために、東松山市が平成14年に開設した市民大学。くらしと健康学部、国際・文化学部、歴史・郷土学部の3学部からなり、幅広い年齢層の方が2年間の学習課程で学んでいる。	75・95
	きらめき出前講座	市民活動センターや自治会館、個人宅など、住民が希望する会場へ市の担当職員などが訪問し、市政などに関する様々な講義を行う事業。令和3年度時点で、市の情報など14講座、学習・スポーツ5講座、くらし・コミュニティ21講座、健康・福祉・子育て24講座、市民大学12講座から選択することができる。	75
	規律ある態度（達成項目）	①登校時刻 ②授業開始時刻 ③靴そろえ ④整理整頓 ⑤あいさつ ⑥返事 ⑦ていねいな言葉づかい ⑧やさしい言葉づかい ⑨学習準備 ⑩話を聞き発表する ⑪集団の場での態度 ⑫清掃・美化活動	37

行	用語	説明	掲載ページ
	グローバル化	従来の国家や地域の枠を超えて政治・経済・文化などが展開され、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。	6・36
	ゲストティーチャー	外部指導者として招かれ、学校での授業等を行う保護者や地域住民。	37・41・57
	子育てコンシェルジュ	子育て支援を必要としている子供や保護者が、様々なサービスの中から適切にサービスを選択し、利用することができるよう、東松山市が配置した子育て支援相談員。子育て支援情報の集約や提供などのほか、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整などを行う。	67
	子育ての目安「3つのめばえ」	小学校入学前までに子供たちに身に付けて欲しいことを「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から埼玉県が取りまとめたもの。	46
	子ども大学ひがしまつやま	子供の学ぶ力を育み、地域で子供を育てる仕組みを構築することを目的に、大東文化大学や埼玉県の協力を得て実施している、小学4年生から6年生を対象とした講義。座学と実習を組み合わせ、はてな学、ふるさと学、生き方学の3つのテーマを学ぶ。	67
	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置して「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。	11・65
わ 行	埼玉県家庭教育アドバイザー	学校、幼稚園・保育所、企業等が行う家庭教育に関する取組を支援するため、埼玉県が派遣するアドバイザー。	69
	彩の国教育の日	教育に対する関心と理解を一層深める機会として埼玉県が定める日。毎年11月1日を「彩の国教育の日」とし、11月1日から7日までを「彩の国教育週間」としている。	73
	彩の国ふるさと学校給食月間	埼玉県が定めた、地元産食材の一層の活用を図るとともに、地元産食材や郷土食等への理解を通してふるさとへの愛着を深める学校給食活動を推進する期間。毎年6月と11月。	63
	三角縁神獸鏡（三角縁陳氏作四神二獸鏡）	市指定文化財。古墳時代前期の青銅製の鏡。埼玉県内では初発見。三角縁神獸鏡はヤマト王権が地方豪族に配布したものとされ、東松山市域にヤマト王権と密接な繋がりを持つ勢力があったことを示す資料である。	92・94

行	用語	説明	掲載ページ
	持続可能な開発目標（SDGs）	貧困を終わらせ、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを楽しむことができる「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、具体的な行動を呼びかけている。「貧困をなくそう」「人や国の不平等をなくそう」など17の目標と、それぞれに具体的な達成基準がある。	6
	持続可能な社会	「安全」が確保されることを前提として「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会。平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画で、環境行政の究極目標とされた。	36・39
	社会体験チャレンジ事業	社会体験の一環として、中学2年生が3日間にわたり、市内の事業所や施設での職業体験を行う事業。	38
	社会に開かれた学校	家庭・地域と連携・協働した教育活動を行う学校。	73
	就学相談員	臨床心理士や上級カウンセリング研修修了者などで、就学先選択の相談に応じるため、東松山市教育委員会から委嘱または任命された者。	47
	就学相談調整会議	就学先の選択に際して、適切な総合的支援を行うため開催される、専門医や臨床心理士、知識経験者、学校教育関係者、保護者などからなる会議。	47
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が学校生活になじめず、授業や集団行動に支障がある状態が続くこと。	53
	将軍塚古墳	埼玉県指定史跡。築造時期について長い間不明のままであったが、2017年、墳丘のデジタル3次元測量及び地中レーダー探査、2018年のシンポジウムによって、古墳時代前期に築造されたことがほぼ確実となった。前期の前方後円墳としては、埼玉県最大である。	92・94
	小中一貫教育特認校	桜山小学校と白山中学校における小中一貫教育を実施し、小・中学校の連携強化を図る。	35・56・57
	小・中学校特色化支援事業	ICTの積極的な活用・キャリア教育に重点を置いた教育・放課後の補習授業・小中連携教育など、各小中学校の特色をいかした教育の推進に対して、教育委員会として活動経費や指導主事の派遣などの支援を行う事業。	50
	少人数教育（すにいかあプラン）	東松山市の進める少人数教育の呼称。ウォーキングのまちとして市のロゴに採用されているスニーカーにちなみ「すこやかに、にこやかに、いきいきと、かがやく瞳、あゆむ子ども」の頭文字をとって名付けられた。	34

行	用語	説明	掲載ページ
	人権感覚育成プログラム	様々な人権に係わる問題に対して、児童生徒が自分の大切さを認めるとともに、他者の心の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲等を育成することを目指して埼玉県が作成した、児童生徒の豊かな人権感覚の育成を図るプログラム集。学校教育編のほか、社会教育編がある。	45
	新体力テスト	国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩などを踏まえ、これまでの内容を全面的に見直して、平成11年度の体力・運動能力調査から導入された体力テスト。	43
	性的マイノリティ	身体の性別と性自認(性別に関する自己意識のこと)が一致しない者や、性的指向が同姓や両方の性に向かう者などの性的少数者。	7・44・45
	総合型地域スポーツクラブ	地域にある人材・施設・資金等を活用し、地域住民が自主的、主体的に運営する非営利のスポーツクラブ。	87
た 行	高坂彫刻ブロンナード	東武東上線高坂駅西口から西に伸びる通りの歩道およそ1キロメートルにわたり展示されている、高田博厚の32体の彫刻作品群。	88
	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。	11・64・65
	中1ギャップ	小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」や、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己の有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」などがある。	56
	ティーム・ティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立てて行う指導方式。	34・57
	特別支援教育コーディネーター	適切な特別支援を行うため、関係機関や関係者との連絡調整や取りまとめを行う教員。	47
	読書活動	読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける活動。	34
	読書センター	学校図書館に期待される機能の一つ。学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能及び「学習・情報センター」機能という2つの柱を持つものと捉えられている。	42

行	用語	説明	掲載ページ
	どならない！子育て練習講座	親支援プログラムを使った、子供への伝え方、ほめ方、叱り方を練習する、就学前の子供を育てている親を対象とした講座。	66
な 行	なしの花図書室	市立図書館まで距離のある市内北部の住民の利便性を高めるため、平野市民活動センター内に設けられた図書館分室。この地区の特産品である梨にちなんで名付けられた。	76
	日本スリーデーマーチ	昭和53年に始まったウォーキング大会。オランダのフォーデーズマーチに次ぎ、世界で2番目の規模を誇る。	13・39 82・85
	ノーゲームデー	ゲームから離れることで自然や家族、地域と触れ合うことの大切さを見直してもらうことを目指して、東松山市小・中学校校長会と東松山市教育委員会が平成27年に定めた日。毎月第2・第4水曜日はゲームやスマートフォンなどの使用を控えて、家族との語りや読書・家庭学習に取り組むことなどを推奨している。	70
	乗り入れ授業	異校種の教員が互いに行き来して行う授業。慣れ親しんだ小学校の教員が中学校へ出向いて授業をする、中学の専門教科の教員が小学校へ出向いて授業をするといったことにより、小学校と中学校の円滑な接続を図ることを目的に、桜山小学校と白山中学校で積極的に実施している。	57
は 行	東松山市教育委員会における障害を理由とした差別の解消の推進に関する対応要領	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に則した対応を実践するため、東松山市教育委員会が平成28年に定めた要領。	44
	東松山市子ども読書活動推進計画	子供たちが自主的に読書のできる環境づくりを推進し、多くの子供たちに読書の楽しさを理解してもらうことを目的に、東松山市教育委員会が策定した計画。	79
	東松山師範塾	学校のみドルリーダーとなる人材の育成を目指し、東松山市が各小・中学校の中堅教員を対象に実施している研修会。	49
	東松山市文化祭	東松山市文化団体協議会が主催する文化祭で、毎年9月から1月にかけて構成団体が開催する発表会や大会などの総称。	89
	東松山市立小・中学校適正規模の基本的な方針	東松山市立小・中学校の適正規模及び将来における適正配置の基準を定めた方針。	61
	東松山の学習指導スタンダード	教員の指導力向上を目指して、東松山市教育委員会が平成26年に作成した教員用の冊子。授業の組み立て方や発問の行い方など、8つのテーマごとにポイントを整理して指導例を紹介している。	49

行	用語	説明	掲載ページ
	東松山の子どもたちはこれができます（3つの標語）	子供たちに身に付けて欲しい3つの習慣を、平成24年に東松山市教育委員会が標語にしたもの。規則正しい生活、規律ある態度、自律した行動の3つの観点からまとめられた。	37・42・71
	東松山版家庭学習のすすめ	平成26年に東松山市教育委員会が作成した、家庭学習のポイントや内容例をまとめたアドバイス集。	71
	非構造部材	天井材や内装・外装材、照明器具、窓ガラスなど、構造設計の対象とならない部材。	59
	深い学び	習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び。	33
	不登校初期対応指針	普通の学校生活における児童生徒の変化への対応方法や、欠席日数に応じた対応方法などを示した指針。平成27年に東松山市教育委員会が取りまとめた。	55
	プラス1000歩運動	日常生活の歩数より、1000歩多く歩く運動。	83
	ふるさと自然のみち	東松山市の郷土の自然、歴史、文化をたどるなど、それぞれの目的に沿った楽しみ方ができる常設のウォーキングコース。	84
	「ふれあい教室」（適応指導教室）	不登校の児童生徒の学校復帰を目的に、東松山市総合教育センター内に開設された適応指導教室。	55
	文協だより	東松山市文化団体協議会の発行する会報誌。構成団体の活動内容の紹介や入会方法などが掲載されている。	91
	放課後子ども教室	小学校の余裕教室を活用し、地域住民のボランティアなどの協力を得て実施する「放課後の子供の居場所づくり」事業のひとつ。勉強や遊び、地域住民との交流活動等のプログラムを行う。	64・65
	放課後児童クラブ	保護者が就労・病気・介護などのため、家庭において放課後の保育ができない家庭の子供を預かり、学童保育を行う施設。	65
	ホットスポット	局地的に値が高かったり、局地的に活動が活発であったりする地点や地域。	60

資料

行	用語	説明	掲載ページ
ま 行	毎日1万歩運動	一定期間、毎日1万歩を目安に歩き、開始前と後で体力測定を行い、その効果を計る事業。	83
	まつやまっ子	授業の流れに沿って「わかる授業づくり」のポイントを教員向けにまとめたもの。	49
や 行	幼児教育振興懇談会	東松山市の幼児教育の振興に関する基本的事項を協議するために設置された、知識経験者と幼稚園・小学校・保育所の各代表者からなる懇談会。	46・47
ら 行	雷電山古墳出土埴輪	市指定文化財。雷電山古墳（大谷）より出土した、5世紀初頭につくられた県内最古の埴輪。土師器に近い製作技法で作られており、土師器工人の製作と考えられている。	92
	レファレンス（サービス）	情報を求めている利用者に対して、図書館員が図書館資料を使って答えたり、回答の含まれる情報源を提示したりするサービス。	12・78

東松山市教育振興基本計画審議会条例

○東松山市教育振興基本計画審議会条例

平成28年3月18日 条例第4号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)に関し、有識者及び市民による調査審議を行うため、東松山市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、東松山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育の振興に関し、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 幼稚園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

東松山市教育振興基本計画審議会 委員名簿 (令和2年7月委嘱)

区分	要件	氏名	備考
1号委員	学識経験者	会長 羽田 聡	大東文化大学特任教授
2号委員	学校教育関係者	佐藤 高志	松山中学校長
		三村 浩男	市の川小学校長
		池永 和美	新明幼稚園長
3号委員	社会教育関係者	利根川澄子	社会教育委員
		関口 房雄	スポーツ推進委員
		荒井 豊	文化財保護委員
4号委員	保護者	椎名 和昭	松山中学校 PTA 副会長
		小川 徹	唐子小学校 PTA 会長

策定経過

第2期東松山市教育振興基本計画策定までの経過を時系列で掲載しています。

年	月日	会議名等	協議の概要等
令和2年	5月11日～ 5月29日	教育委員会事務局	第1期教育振興基本計画の成果と課題について検証
	6月1日～ 7月31日	教育委員会事務局	第2期教育振興基本計画案(素案)作成
	8月28日	教育委員会会議	第2期教育振興基本計画案(素案)について
	9月28日	教育委員会会議	第2期教育振興基本計画案(修正案)について 第2期教育振興基本計画案(審議会諮問案)について
	10月15日	教育振興基本計画審議会会議	第2期教育振興基本計画案について
	11月2日	パブリックコメント開始	第2期教育振興基本計画案に対する意見の募集
	11月24日	パブリックコメント終了	寄せられた意見は無し
	12月24日	教育振興基本計画審議会会議	パブリックコメント実施結果報告 第2期教育振興基本計画案(修正案)について 教育委員会への答申について
令和3年	1月25日	教育委員会会議	パブリックコメント実施結果報告 審議会からの答申について 第2期教育振興基本計画の策定について

東松山市教育委員会

教育長	中 村 幸 一
教育長職務代理	佐 々 木 敦 子
委員	高 橋 典 子
委員	宮 村 英 里 子
委員	稲 垣 孝 章

(計画策定時現在)

東松山市教育委員会事務局

教育部	部長	小林 強
	次長(教育総務・社会教育・スポーツ担当)	田嶋 靖洋
	次長(学校教育担当)	鈴木 寿
	副参事(市立図書館長)	小柳 直樹
	教育総務課長	阿部 康裕
	学校給食センター所長	小林 玲人
	学校教育課長	安元 信幸
	総合教育センター事務長	笹岡 智聡
	社会教育課長	関根 隆
	きらめき市民大学事務局長	松本 剛
	埋蔵文化財センター所長	佐藤 幸恵
	スポーツ課長	加藤 充
	ウォーキング推進室長	横田 信行
子ども 未来部	部長	山田 昭彦
	次長	神庭 法子
	子育て支援課長	落合 要之
	保育課長	太宰 英郎

(計画策定時現在)

東松山市 マスコットキャラクター



第 2 期東松山市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年1月策定

編集・発行 東松山市教育委員会(教育総務課)

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-23-2221(代表)

FAX 0493-23-7255(教育委員会事務局)

<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>